

## 36 水道事業の震災対策に係る新たな補助制度の創設 及び補助基準の緩和について

### 《提案・要望の内容》

- 震災対策の充実、強化を図るため、応急給水用機材の整備、水道管補修材料の備蓄に対しての新たな補助制度の創設、また、耐震性向上のために実施している老朽管更新に対する補助基準の緩和及び補助率の引き上げを行うこと。

※地震等の災害時における応急給水には、給水車、給水用タンク、飲料水袋など多くの機材や破損した水道管の補修材料の備蓄が必要である。また、水道施設の被害を最小限に抑えるため、ライフライン強化を目指して老朽管更新を実施している。これらの事業には多額の事業費を要し、水道事業経営及び水道料金に及ぼす影響が大きいため、財政支援を求める。

### <参考>

- 基幹管路の耐震化状況（平成22年度末時点 厚生労働省調査結果より）

導水管や送水管など「基幹管路」と呼ばれる水道管の耐震適合率は全国平均で31.0%。昨年度（30.3%）から0.7ポイント上昇したが、耐震化が進んでいるとはいえない状況。本県においては、22.0%と全国で11番目に低い水準となっている。

区分	耐震適合率(平成22年度末)
全国	31.0%
鳥取県	22.0%
鳥取市上水道	37.6%
米子市上水道	19.7%

- 現在の交付基準（老朽管更新事業の補助制度）

①資本単価要件：資本単価が90円/m<sup>3</sup>以上であること。

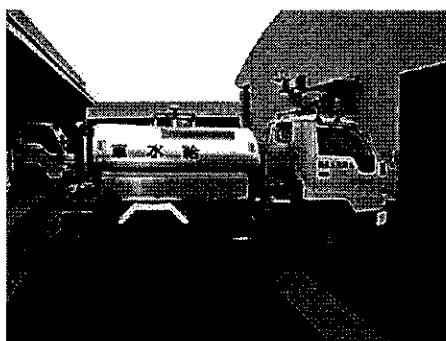
※鳥取市の場合…73.4円/m<sup>3</sup>（平成22年度）

②水道料金要件：1か月に10m<sup>3</sup>使用した場合の水道料金が1,119円よりも高いこと。

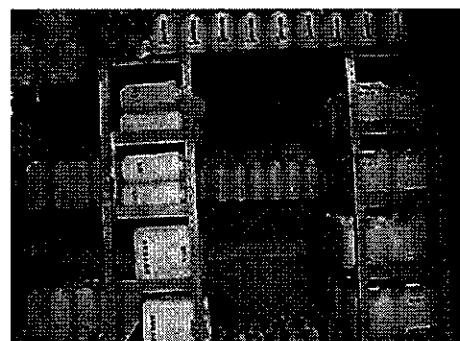
※鳥取市の場合…966円（平成23年度）

③現在の補助率：1/3

（給水車）



（給水タンク）



（飲料水袋）



（管の補修材料）



## 37 消費者行政活性化への財政的支援の継続について

### 《提案・要望の内容》

- 地方消費者行政活性化基金事業が終了する平成25年度以降においても、地方消費者行政の充実・強化のための財源手当について継続的な措置をすること。

※消費者が主役となる「国民本位の行政」への大改革を進める上で、地方消費者行政の活性化は喫緊の課題であり、平成21年度から基金造成による消費生活相談窓口の充実強化が図られているところ。

※当県においても、約2.1億円の基金を造成し、土・日曜日の相談業務開始や県内全ての市町村が相談窓口を開設するなど相談体制の充実・強化に向けて取り組んでいるところ。

※しかしながら、平成24年度をもって基金取り崩し期間が終了すれば、ようやく軌道に乗りつつある市町村の取り組みが困難となるため、継続的な財源措置が必須である。

### <参考>

#### ○これまでの国の財源措置

##### ①「地方消費者行政活性化基金」の造成

平成21年度～23年度までを消費生活相談体制のための“集中育成・強化期間”と位置付け、「地方消費者行政活性化基金」造成のための交付金（約223億円）を配分し、地方自治体の取り組みを支援。

基金は最長平成24年度まで活用可能。

##### ②「地方消費者行政活性化基金」の上積み

平成24年度には、消費者庁創設以来初めて当初予算で、食の安全・安心のための取組、地域の多様な民間団体の活動支援のため、5億円（1都道府県当たり500万円、1市町村当たり100万円を限度）の基金を上積み。

##### ③地方交付税措置の拡充

平成21年度に消費者行政に係る「基準財政需要」を倍増（約90億円⇒約180億円）。

平成23年度に消費者行政に係る「基準財政需要」を拡充（約180億円⇒約225億円）。

## 38 住宅・建築物の耐震改修補助制度の拡充について

### 《提案・要望の内容》

- 耐震改修に係る補助率を引き上げること。

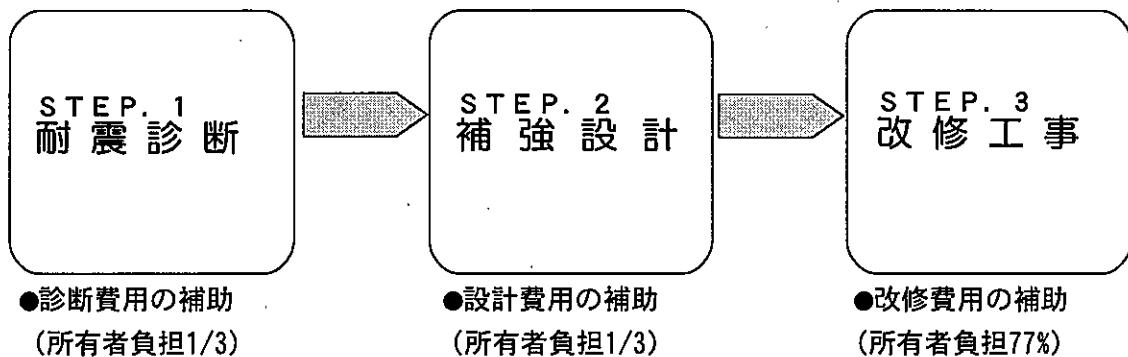
※昨年3月には東日本大震災のような想定を上回る規模の巨大地震が発生し、これに伴い地震発生が予測されていなかった地域での余震が頻発し、さらに近い将来、東海・東南海南海地域での巨大地震の発生が確実視されている。  
しかるに本県においては住宅・建築物の耐震化は、進んでいない状況である。その要因として、住宅・建築物耐震改修等の補助率が低いことがあることから、補助率の拡大が不可欠。

### <参考>

#### ■現行の耐震改修補助の負担割合

耐震改修工事費			
国 115%	県 5.75%	市町 5.75%	所有者負担 77%

#### ■耐震改修工事の流れ



#### ■鳥取県における住宅・建築物の耐震化率の状況

住宅の耐震化率：70%（平成20年時点）

特定建築物の耐震化率：72%（平成22年時点）

## 39 微量 P C B 廃棄物の処理の推進について

### 《提案・要望の内容》

- 微量 P C B 汚染廃電気機器等の処理施設が不足していることから、早急に処理体制を確立すること。

〔※ P C B 廃棄物については、P C B 特別措置法に基づき平成28年7月までに処分しなければならないとされている。しかしながら、微量 P C B 汚染廃電気機器等を処分できる施設は全国で6施設しかなく、処理体制が十分とは言えない。〕

- 微量 P C B 廃棄物の処理を推進するため、中小企業者、個人事業者等に対する微量 P C B 廃棄物処理費の財政支援を国が行うこと。

〔※高濃度 P C B 廃棄物の処理費用については、中小企業者、個人事業者などに対する財政支援制度があるが、微量 P C B 廃棄物の処理費用については軽減措置はない。このため、中小企業者、個人事業者等は多大な費用負担が必要となり、円滑な処理に支障を来すおそれがある。〕

- 電気事業法に基づく P C B 電気工作物の使用廃止届出がなされた場合、その都度産業保安監督部から県に情報提供される制度を創設すること。

〔※ P C B 電気工作物の使用廃止情報については、県から産業保安監督部へ文書依頼することにより提供されるが、県が把握した時点において既に当該 P C B 電気工作物が不適正処理されている事態が懸念される。〕

- 法人の解散など処理責任者が不在となった P C B 廃棄物について、地方公共団体が保管・処理を余儀なくされた場合は、その処理費用について国が財政支援を行うこと。

〔※競売により所有権が移転したり、法人が解散済みなどにより処理責任者が不明になる場合は、地方公共団体が P C B 廃棄物を保管・処理せざるを得ない事例がある。〕

### 〈参考〉

- 平成23年度に日南町の廃止鉱山から P C B 含有廃電気機器を発見。

- 保管・処理責任者について調査を行ったものの、閉山から約40年以上経過しており、鉱業権者の所在は不明。生活環境への影響を防ぐため、行政が保管・処理せざるを得ない事態が生じている。



## 40 廃棄物焼却施設改良事業への地方公共団体の財政負担の軽減について

### 《提案・要望の内容》

- 廃棄物処理施設の基幹的整備の改良に係る循環型社会形成推進交付金の採択要件の緩和を行うこと。

※循環型社会形成推進交付金対象事業に平成22年度から廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業が追加され、その採択要件は、二酸化炭素の削減率20%以上の改良で、補助率は1/2となっている。  
※既に最新の省エネ設備等を導入している焼却施設においては、設備改良による20%以上の二酸化炭素の削減は困難な場合がある。  
(事例：米子市クリーンセンター焼却施設)

- 廃棄物処理施設の施設整備に係る予算額について、地方公共団体の要望額を確保すること。

※循環型社会形成推進交付金のH23年度新規採択事業は要望額の1/3の配分となっている。  
(事例：鳥取中部ふるさと広域連合「施設整備に関する計画支援事業」)

### <参考>

#### 【鳥取中部ふるさと広域連合の対応状況】

- 焼却施設の改修工事については、当初、平成24年度から2年間で実施する計画であったが、平成23年度に要望額が減額されたことを受けて、自治体負担額の平準化を図るために3年間で実施する計画に変更。
- 平成24年度要望額については満額内示となつたが、円滑な施設改修を行うため、平成25年度以降も要望額の確保が必要。

鳥取中部ふるさと広域連合実施計画（H24年度～H26年度）(単位：千円)

事業概要	H24年度	H25年度	H26年度	計
基幹的設備改良事業 (交付要望額)	412,603 (137,322)	618,904 (206,301)	1,031,507 (343,835)	2,063,014 (687,458)

※平成23年度交付金内示状況について(単位：千円)

事業主体名	事業概要	事業費	交付要望額 (A)	交付内示額 (B)	差引額 (B) - (A)
鳥取中部ふるさと広域連合	施設整備に関する計画支援	19,110	6,370	2,102	△4,268

## 41 環境省地方環境事務所権限の広域連合への移管について

### 《提案・要望の内容》

- 国の関与は国立公園の国家的統一性の確保や大規模開発等に対する監視、学術的専門性の確保などに限定し、地方環境事務所の業務を受け皿体制の整った広域連合に丸ごと移管すること。

### <参考>

○政府においては、「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案」の平成24年通常国会への提出が検討されている。

国出先機関の原則廃止は、閣議決定を経た政府の方針として、これまで取組が推進されてきたところ。

○関西広域連合は、広域行政を担う法的主体として、国出先機関の事務・権限の受け皿となり、関西全体の最適化を図りながら、地域課題を解決していく覚悟と能力を備えており、移管によるメリットを十分に發揮させていく決意である。

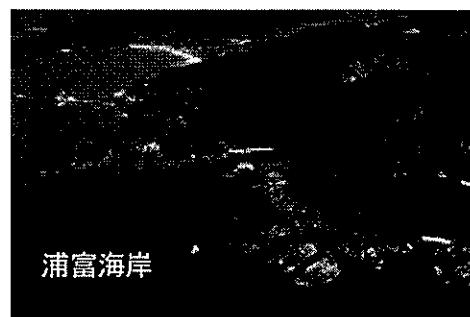
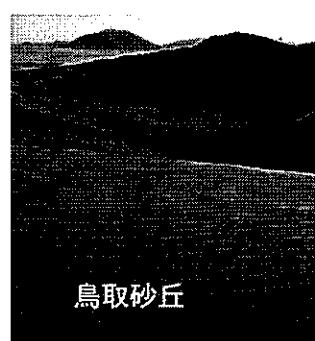
○本県においても、山陰海岸世界ジオパークの中核をなす山陰海岸国立公園の管理と運営は、地方自治体の極めて重要な責務であると認識しており、実質的な国立公園の管理運営主体として、官民挙げての保全活動や環境学習、山陰海岸世界ジオパークの振興に、構成府県と連携し積極的に取り組んでいるところ。

○一方、環境省は、国立公園に係る地方環境事務所長の権限を移管の例外としたうえで、地方の意見が反映され得るような協働型管理運営体制の提案を行っており、これは出先機関を原則廃止する方向とは異なるものである。

※国立公園の協働型管理は、国の事務が残るため出先機関が廃止されないことになり、関西広域連合がこれまで主張してきた「丸ごと移管」に反する。

※国家的統一性の確保や大規模開発行為に対する監視などについては、国の一定関与を通じて保つことが可能であることから、広域連合の設立の趣旨を生かし、当該国立公園の管理事務を直接移管することが本来の姿。

○関西広域連合としては、移管後の組織や事務執行のあり方等について国と地方の双方が納得できる制度設計を進めていくこととしており、着実に地方環境事務所の移管推進が図られるよう強く要請する。



## 42 ポリテクセンターの都道府県移管について

### 《提案・要望の内容》

- ポリテクセンターの地方への移管については、平成20年12月24日の閣議決定の趣旨を尊重し、地方にあらたな財政負担が生じることがないよう必要な財源を国が恒久的に措置する制度を整備すること、また、職業訓練の内容を国が制限することなく地域の実情に応じて地方が独自に設定できること等、移管を希望する都道府県が、受け入れやすいように必要な見直しを行うこと。

### 〈参考〉

- 「雇用・能力開発機構の廃止について」の概要（平成20年12月24日閣議決定）  
・ポリテクセンター等を（独）高齢・障害者雇用支援機構に移管し、国の責任において引き続き職業能力開発業務を行う。  
・あわせて、受け入れやすい条件を整備した上で、希望する都道府県等にはポリテクセンターを移管する。
- 独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律（平成23年4月22日成立）  
・法に含まれるポリテクセンターの移管条件では、財政的に受け入れは困難。  
（法におけるポリテクセンターの都道府県への移管条件）

区分	施設の譲渡額	施設の運営費
機構職員の 引受け割合	1／2以上	無償
	1／3以上	8割減額
	1／3未満	5割減額
備考	平成26年3月31日までの間に移管	平成26年3月31日までに移管された施設について移管後2年度間に限定

- ・資産の譲渡に当たっては、「ポリテクセンターの機能を維持することができると厚生労働大臣が認めるとき」との条件が付されており、職業訓練の内容を国が制限し、地域の実情に応じた職業訓練の実施が制限されることが懸念される。

（ポリテクセンターの機能を維持することができると厚生労働大臣が認める基準）

（厚生労働省告示第184号）

- ・職業訓練に係る科目、内容、定員等について、特段の理由のない限りこれらを縮減することなく、当該職業訓練の規模及び質を維持すること。

### 【ポリテクセンター移管に係る当県の考え方】

地域における職業訓練は、地域における人材ニーズや産業振興を図る上で必要な人材育成一体となって行われるべきであり、地方での一元的な職業訓練が必要。

→ 当県が示す受入条件が満たされれば、当県が必要と判断したポリテクセンターについて移管を希望。

### （本県の受入条件）

- ・施設設備は無償譲渡すること。
- ・必要な財源を国が恒久的に措置する制度を整備すること。
- ・職業訓練の内容を国が制限することなく、県の産業振興施策や企業ニーズに応じて県が独自に設定できること。
- ・現行法では認められていない県立職業能力開発校の地方独立行政法人化を可能にすること

## 43 燃料サーチャージ制の導入促進について

### 《提案・要望の内容》

- トラック運送事業は、国民生活や産業活動を支える産業であるが、平成23年以降、軽油価格の高騰が続く中、荷主等に対する運賃交渉力が弱いため、運賃転嫁が進まず、経営を圧迫している。  
ついては、軽油価格高騰に対し、トラック運送事業者の運賃転嫁が進むよう、燃料サーチャージ制の導入促進に向けた取組を充実強化すること。

### <参考>

#### 1 燃料サーチャージ制運賃届出状況

平成23年12月31日現在

県名	届出件数	事業者数			車両数		
		届出事業者数	県内事業者数 ※22年度末現在	割合	届出事業者保有車両数	県内事業者保有車両数 ※22年度末現在	割合
鳥取	16	14	339	4.1%	1,130	4,317	26.2%
全国	4,934	4,828	62,988	7.7%	427,865	1,075,968	39.8%

#### 2 燃料サーチャージに係るトラック運送事業者の意見（聞き取り結果）

##### <導入が進まない理由>

- ・荷主から運賃値下げ要請がある中、燃料サーチャージ制を提案できる状況にない。
- ・同業者の燃料サーチャージ制導入が進まないため、厳しい競争環境下で、自社のみ導入することは困難。

##### <導入促進方策>

- ・荷主企業のトップから担当レベルまで燃料サーチャージ制の理解を深める取組みを行ってほしい。

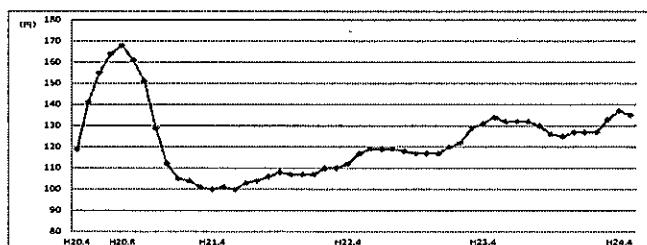
#### 3 県の取組み

- ・燃油高騰対策の一環としてトラック運送事業者が行うエコタイヤ導入費の助成を6月補正予算で検討中。

#### 4 軽油価格

- ・平成20年8月に最高値169円/ℓを記録
- ・平成21年には100円/ℓまで値下がり
- ・平成23年から平成24年にかけて再び高値が継続（平成24年5月28日 131.6円/ℓ）

##### ■軽油価格 (H20.4～H24.5)



## 44 造林公社に対する支援措置の拡充について

### 《提案・要望の内容》

- 日本政策金融公庫借入金の元金償還について、都道府県が支援（原資の貸付け）を行う場合に対する国庫補助制度を創設すること。
- 松くい虫被害、生育不良などにより、不成績林として位置づけた造林地に係る既往債務に対し、都道府県が支援（債務免除等）を行う場合に対する国庫補助制度を創設すること。
- 相続等により森林所有者に異動があった場合、所有者に代わって公社が登記の手続きを行うことができるようになるとともに、その際に必要となる経費に対する国庫補助制度を創設すること。

### 〈参考〉

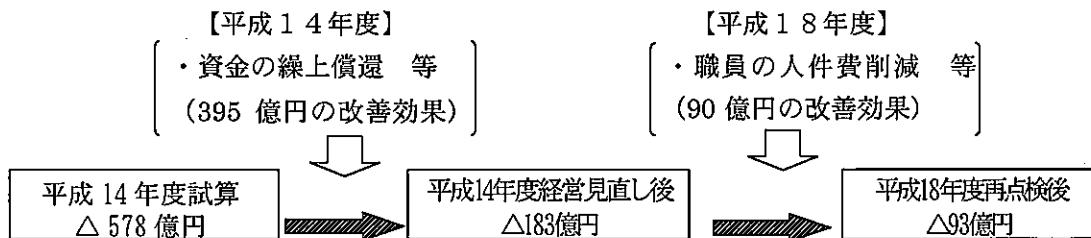
- 造林公社に対する支援に関しては、これまでに県が公社に対し利子補給や無利子貸付を行う場合には、これらにかかる利子負担分について特別交付税措置がなされているところ。

【参考：「森林整備法人等の経営改善を推進するための森林県連合」の政策提言（平成23年7月）（概要）】

- 1 既往債務対策
  - (1) 利息負担の軽減、(2) 資金調達の円滑化
- 2 都道府県への財政支援
  - (1) 分収造林事業の特殊性に配慮した転貸債取扱方針の見直し
  - (2) 地方交付税のさらなる拡充
- 3 森林整備補助制度の拡充と継続
  - (1) 森林整備法人等の借入を抑制する支援制度の継続
  - (2) 分収契約に伴う伐採跡地における公益的機能の確保に向けた施策の創設
- 4 府県が行う分収林事業等への支援
- 5 円滑な分収契約の変更を可能にする分収林特別措置法の改正等制度の見直し
- 6 定期的な協議の場の設置
  - (1) 具体的対策検討に当たっての協議、(2) 対策実施後の協議

- しかし、鳥取県造林公社は度重なる経営改善の取組（これまでに485億円の債務を圧縮）にもかかわらず、いまだ多額の最終損失額（93億円（平成96年度））を見込んでいる状況。

#### 〈見直しと最終損失見込額〉



- このように、当該問題は県単独での解決が困難な状況であり、国は元金償還に対する補助制度の創設等、既往債務を圧縮するための抜本的な対策を講じることが必要。

- また、所有権の移転の際に登記が正しく行われず、分収契約の相手と実際の森林所有者が異なる（または不明となる）事態が発生し、搬出間伐等の実施に支障を来すおそれがあることから、公社が登記手続きを代行することを可能にするとともに、当該手続きに対する経費の支援が必要。

## 45 林内路網整備に係る支援制度の見直しについて

### 《提案・要望の内容》

- 「森林整備加速化・林業再生事業」において整備する林内路網について、現地の実状に即した車道が整備できるよう、従来の基幹作業道の整備が可能となる支援制度に改めること。

※ 「森林整備加速化・林業再生事業」においては、林内路網整備は従来3区分（中核作業道、基幹作業道、作業路）あったが、平成24年度からは2区分（林業専用道〔規格相当〕、森林作業道）に限定された。

※しかし、急峻な箇所により林業専用道（規格相当）の規格によりがたい場合や、下方接続道路の幅員が狭いために林業専用道が整備できない場合など、現地では2区分での対応が困難な事例もあるため、現地の実状に即し柔軟な対応ができるよう、従来の基幹作業道の整備が可能となる支援制度へ見直しをお願いしたい。

### ＜参考＞

#### ○ 平成24年度からの路網2区分による整備上の問題点

- ・林業専用道（規格相当）は、急峻地形においては、地形の変化に追従した設計計画が難しく、大規模な路側構造物や長大法面が発生しやすく、効率的な路網整備が困難となる。  
→ 林業専用道（規格相当）は、普通自動車（10トン積程度のトラック）の輸送能力に応じた規格・構造を有し、平均傾斜25度から30度程度以下の斜面に作設することを基本としている。これを超える急斜面においては、幅員や曲線部の拡幅など地形の変化に対応しやすい基幹作業道での整備が必要である。
- ・下方接続道路が、林業専用道（規格相当）の規格（幅員等）を満たさない場合にあっては、路網の延伸が困難となる。  
→ 下方接続道路からの延伸あるいはこれから分岐する林業専用道（規格相当）を計画する場合、合理的な整備計画とするため、下方接続道路の規格を超える路網整備は困難である。

#### ○ 森林整備加速化・林業再生事業における整備区分

従前(H21～H23)		変更後(H24～H26)	
作業道区分	平均補助単価	作業道区分	平均補助単価
中核作業道 (幅員4m以下)	5万円／m以下		
林業専用道 <sup>(注1)</sup> (幅員3.5m)	2.5万円／m以下	林業専用道（規格相当） (幅員3.5m)	2.5万円／m以下
基幹作業道 <sup>(注2)</sup> (幅員3m)	1.4万円／m以下		
作業路 (幅員3m以下)	2千円／m以下	森林作業道 (幅員3m以下)	2千円／m以下

(注1) 平成22年9月の予備費補正分によるものに限定。

(注2) 制度上は幅員4m以下で整備可能であるが、鳥取県ではほとんどの路線を幅員3mで実施。

## 46 魚介類における農薬残留基準の早急な設定について

### 《提案・要望の内容》

- 国はポジティブリスト制度導入に伴う農薬の残留農薬基準の見直しを順次進められているところではあるが、とりわけ魚介類に対する農薬残留基準値については早急な対応が必要であり、水田はもとより畑地での使用頻度の高い農薬についても積極的に農薬残留基準値の設定を進めること。
- 特に、シジミの産地である東郷池周辺において使用頻度が高い以下の農薬については、魚介類における農薬残留基準値の設定を早急に進めること。(ダイアジノン、クロルピリホス、クレソキシムメチル、M E P、トリシクラゾール、シメトリン)

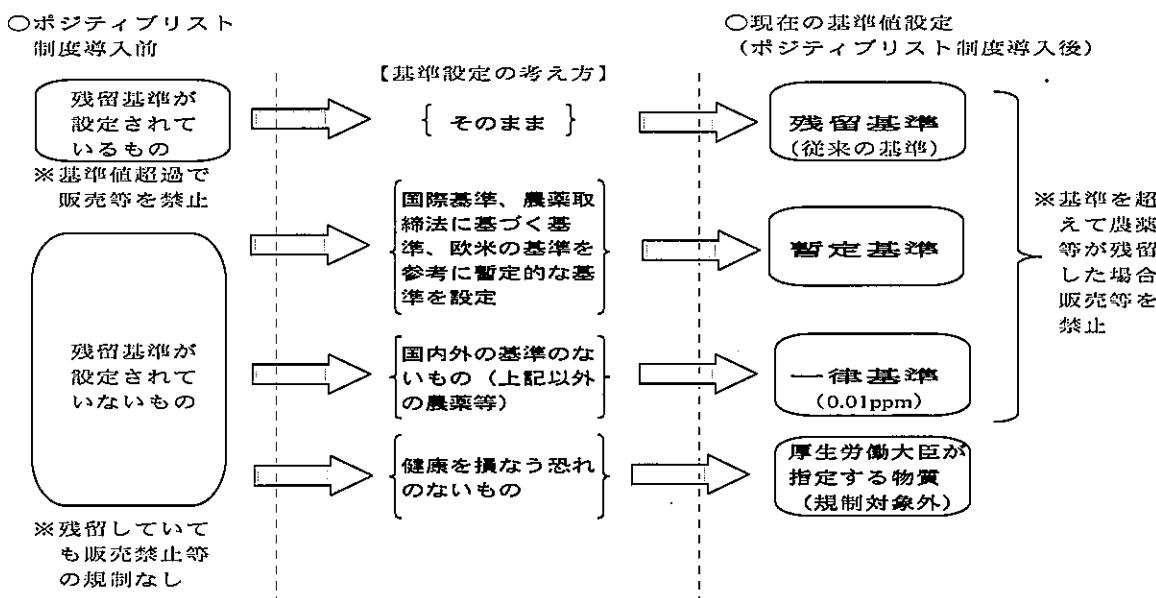
※平成18年12月に東郷池のシジミにおいて一律基準を超える除草剤（クミルロン）の成分の残留が判明し、リスク評価等を早急に実施していただいた結果、平成19年8月に魚介類の残留基準が設定され、8か月間の出荷自粛の後、操業再開となった。

※また、平成20年7月17日には、一律基準を超える殺虫剤（ダイアジノン）が検出され、シジミへの残留値が一律基準以下に消失するまでの44日間、再び出荷自粛を余儀なくされる事態に至った。

※農業生産者が適切な農薬の使用、飛散防止対策に努めているにもかかわらず、降雨等の自然現象により畑地からもシジミの生息する湖沼等に流出する恐れがある。

※魚介類の農薬残留基準には多くの場合、一律基準が適用されるが、一律基準が適用される限り、一日摂取許容量に照らして人の健康に影響を及ぼすものではない場合でも出荷停止等が繰り返され、今後ともシジミの漁業者に多大な影響を与えることが懸念される。

### <参考>



## 47 鳥獣被害防止総合対策交付金の予算確保について

### 《提案・要望の内容》

- 鳥獣被害防止対策は本県の重要な施策であり、今後とも事業を継続実施するとともに、国として十分な予算を確保すること。
- 当年度の水稻等への対策に遅れが生じないよう、早期に予算配分を行うこと。
- 市町村の対策を後押しするため、鳥獣被害防止対策に関する市町村に対する県の支援に対しても、市町村並に特別交付税措置を拡充すること。

※本年は要望額に対して80%の配分であり、県事業と併せて効果的に対策を実施することとしている。中山間地域を中心に被害が拡大している状況にあり、今度とも対策が滞らないよう十分な予算確保をお願いしたい。

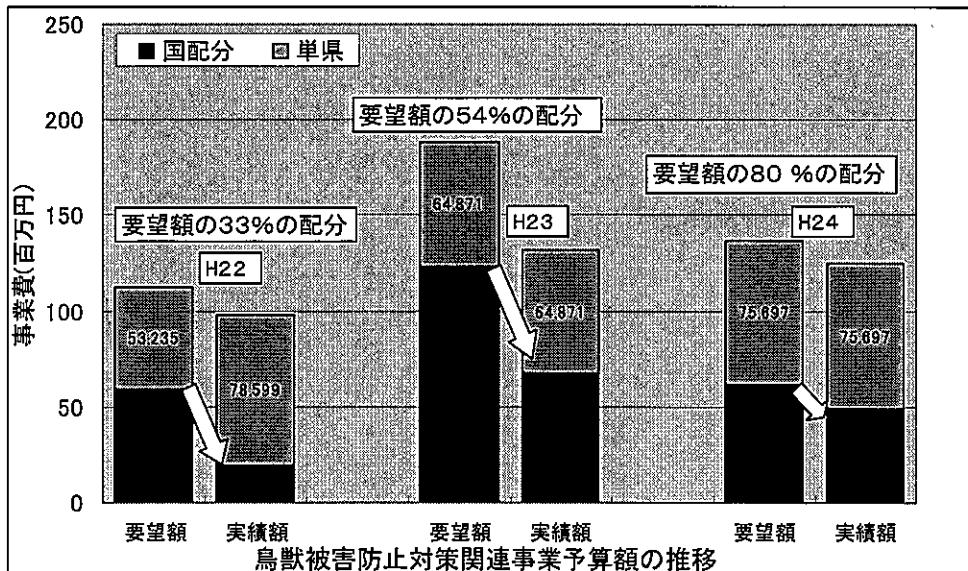
※また、ここ2か年間は県への配分が5月中旬以降となっているため、侵入防止柵の施工が早くても7月以降となり、当年度の水稻等への対策に遅れを生じている。

※本県では全市町村が被害防止計画を策定し、県と連携して計画的な対策を進めている。国事業に加えて県と市町村で同等の支援を行っているが、市町村には特別交付税措置があるのに対し、県には措置されていない。県実施分についても、市町村並みの特別交付税措置となるよう拡充していただきたい。

### 〈参考〉

#### ○本県の鳥獣被害対策事業の状況

- ・全19市町村が被害防止計画に基づいて対策を実施（全国平均69%：H24年2月末）。
- ・平成23年度の鳥獣被害額は、67百万円であった。イノシシ、シカの生息数は依然として多い状態が続いているため、継続的な対策実施が必要。
- ・現場からは侵入防止柵設置、捕獲奨励金の交付、捕獲器具導入等の要望が多い。
- ・配分減については県費による増額、補助率の引き下げ、事業縮小で対応。



県単独鳥獣被害対策事業負担額の推移(千円)					
助成内容	H19	H20	H21	H22	
侵入防止柵の設置(県1/3)	19,854	19,134	25,162	37,470	32,510
捕獲奨励金(県1/2)	12,354	15,104	17,683	26,807	23,863
有害捕獲の委託費(県1/3)	7,311	7,859	8,790	9,080	8,308

## 48 補助事業に係る事務の簡素化について

### 《提案・要望の内容》

○農村振興局所管の、土地改良区や共同活動組織を対象とした補助事業の中には、制度が複雑・難解であることにより、事業の適切な執行や補助金の資金の流れが不明瞭となりやすい事業制度があることから、可能な限り事務の簡素化につながる制度変更を行うこと。

#### ※（事例1）農地・水保全管理支払交付金（向上活動支援）

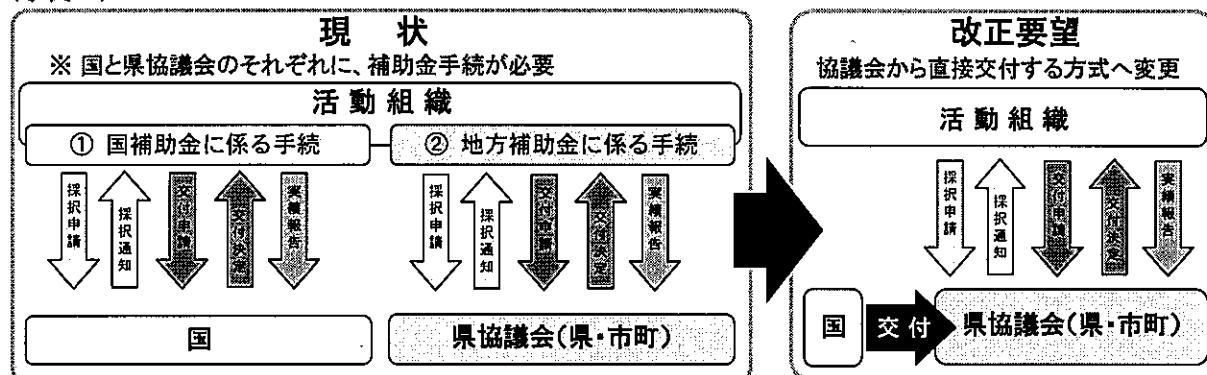
本交付金は、事業主体である農業者等の組織する団体に対して直接国から交付する制度となっていることから、事業主体は通常の補助事業と異なり国と地方のそれぞれに対して補助金事務手続を行う必要があり、事業主体にとって事務処理が大きな負担となっていることから、県協議会等を経由した間接補助事業へと移行していただきたい。

#### ※（事例2）土地改良施設維持管理適正化事業費補助金

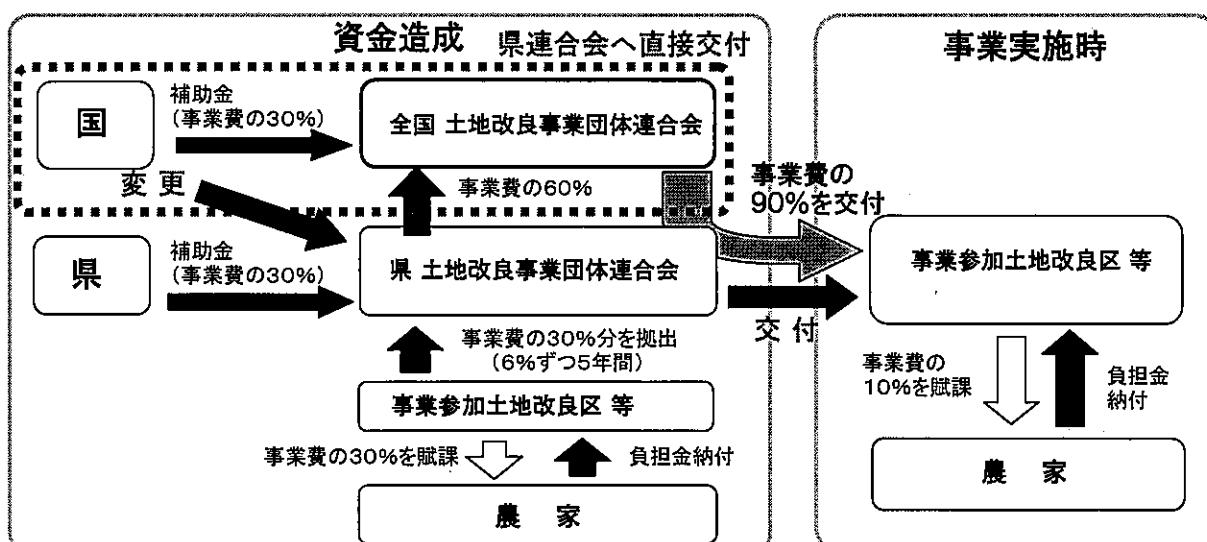
本事業は、通常の国庫補助事業と異なり、国、都道府県、改良区（事業主体）が一旦、全国土地改良事業団体連合会へ資金を拠出して資金造成し、後日、造成された資金からの交付を受けて事業を行う制度となっていることから、資金の経由先が多く事務処理が多いとともに、資金の流れが不透明となりやすいため、直接事業主体等へ交付される仕組みへの変更を求めたい。

### ＜参考＞

#### （事例1）



#### （事例2）



## 49 農地・水保全管理支払交付金の予算確保について

### 《提案・要望の内容》

○農地・水保全管理支払交付金について、事業上必要な予算配分に不足が発生していることから、活動組織の活動が十分に行えない事態となっているため、本年度での補正予算対応を含め、早期かつ十分な予算確保を行うこと。

#### ※農地・水保全管理支払交付金

多様な主体による農業用水利施設や農道などの維持管理活動の取組強化や、施設の老朽化による営農活動への支障に対応するため、本県では本交付金により、保全活動の取組強化や計画的な農業生産基盤の補修・更新等が行われることで、安定した農業生産活動が継続できるよう、積極的に事業推進してきたところ。

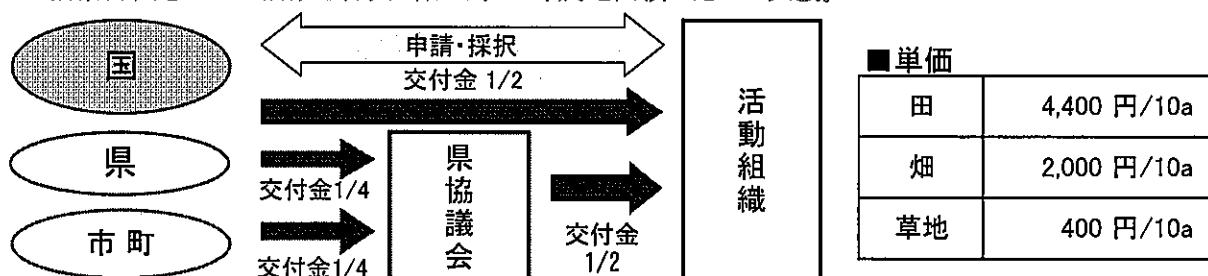
しかし今回、国の予算不足から、向上活動支援交付金事業において、計画的改修ができなくなることは、本年度における活動への影響に留まらず、事業主旨である計画的な農業生産基盤の長期利用も困難となることから、早急な追加予算対応が必要。

また、向上活動支援交付金については活動組織からの申請を受けて、直接的に国が採択・補助金の交付を行うといった、他事業と比較してより国が主体的に関わる事業であることから、予算の調整活動や活動組織への対応なども含め、国としての主体的な状況説明と十分な予算の確保に努めていただきたい。

### <参考>

#### (1) 事業制度概要（向上活動支援交付金）

老朽化が進む農業用排水路、農道などの農業生産基盤を長期に利用するため、5年間の補修・更新の活動計画を立てて活動を行う組織に対して、農地面積に応じて支援。



#### (2) 予算不足の状況

単位:千円

	共同活動	向上活動			国費	県費	市町村費	
		国費	県費	市町村費				
交付金所要額	329,924	164,962	82,481	82,481	421,620	210,810	105,405	105,405
(各主体別予算確保額)		(164,962)	(85,404)	(85,404)		(178,105)	(109,061)	(109,061)
国の予算配分額	329,924	164,962	82,481	82,481	356,211	178,105	89,053	89,053
予算不足額					65,409	32,705		

#### (3) 本県での農地・水管理支払交付金（向上活動支援）の取組状況

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
都道府県	兵庫県	鳥取県	京都府	福井県	熊本県	佐賀県	新潟県	山形県	島根県	長崎県
組織数	932	400	379	346	323	277	230	199	145	144
都道府県	兵庫県	福井県	京都府	鳥取県	佐賀県	熊本県	島根県	山口県	長崎県	岐阜県
取組面積(ha)	26,675	13,296	9,917	9,424	9,796	17,531	5,486	6,543	6,413	6,374
耕地面積に対する割合	34.96%	32.59%	31.09%	26.85%	18.07%	14.98%	14.36%	13.14%	12.70%	11.03%

※ 本県は早期に農業生産基盤の整備に取り組んできたことから、老朽化した施設が多く、本交付金による対応が重要。

## 50 日韓暫定水域及び我が国排他的経済水域における漁業秩序の確立 並びに新日韓漁業協定関連漁業振興対策事業の継続実施について

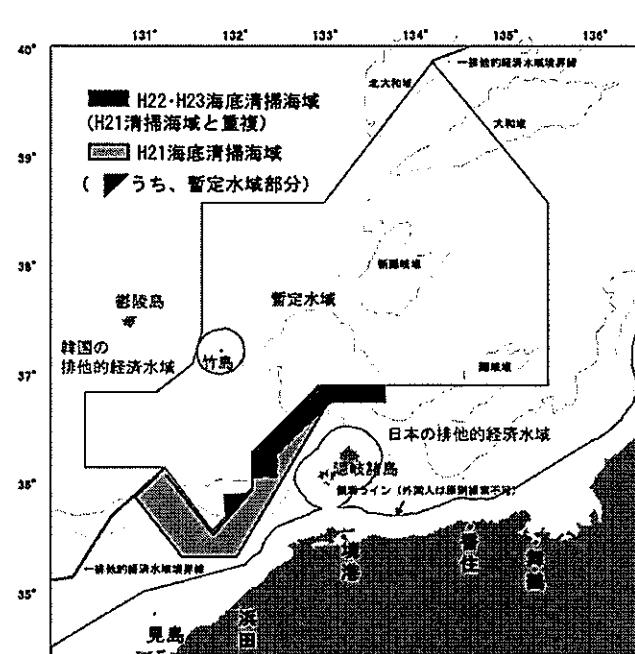
### 《提案・要望の内容》

- 日韓両国政府の責任により積極的に両国間協議の進展を図り、竹島の領土問題の解決により排他的経済水域の境界線の画定に全力を挙げること。
- 境界線が画定するまでの間、暫定水域内での漁業秩序および資源管理方策を早急に確立すること。併せて、海底清掃及び漁場交代利用について、民間での合意事項が履行されていない現状を踏まえ、国レベルで調整すること。
- 我が国排他的経済水域内への越境操業に対する取締りの強化と、韓国政府に自國船の無秩序操業に対する監視取締の強化と指導を強く要請すること。
- 10年以上経過した現在もなお、暫定水域の設定による漁場喪失や韓国漁船の投棄漁具等による漁場荒廃が続いているため、新協定の影響を受ける漁業者に対して、投棄漁具の回収事業等、中長期に及ぶ安定的な支援事業を継続して実施すること。

### 〈参考〉

- 平成21年に初めて、暫定水域内において日韓両国で海底清掃を実施したが、平成22年は浜田沖及び隱岐北方の暫定水域については協議が決裂し、22年以降は暫定水域内での海底清掃は実施できていない。こうした中、民間漁業者間でも協議を重ねているが、大きな進展が望めないことから、本県漁業団体は、民間主導による交渉は既に限界と認識している。

\* 平成24年5月7日に1回目の協議を熊本で開催（23年度；3回、22年度；4回、21年度；5回開催）。



- 双方の排他的水域での操業条件、違反操業の取締り、暫定水域における資源管理等については、継続して両国政府レベルで協議が行われ、国（水産庁等）も暫定水域周辺における違反操業に対する取締りを強化しているものの、韓国側の違反操業は多発している。

（暫定水域周辺での水産庁の重点取締期間における漁具押収件数：22年度：24件、21年度：13件）

- 協定締結から10年以上経過した現在でも、暫定水域内の漁場荒廃・資源悪化が続いているため、暫定水域内の放置漁具等の海底清掃を実施し、暫定水域内の漁業秩序、資源管理方策を早急に確立する必要がある。

## 51 太平洋クロマグロ資源管理の取組について

### 《提案・要望の内容》

- クロマグロ漁業が持続的なものとなるよう、対象漁業の操業実態を十分考慮し、大中型まき網漁業だけでなく他の漁業においても漁獲規制を講じるなど、より適正な資源管理を検討すること。
- 産卵場調査など合理的な資源管理を行うための調査・研究を一層強化すると共に、沿岸漁業及びまき網漁業の漁獲データを活用するなど、科学的な根拠に基づく適切な資源管理方策を講ずること。

※太平洋クロマグロを永続的に利用するため、大中型まき網漁業者は、平成23年4月から九州西・日本海海域のクロマグロ未成魚（30kg未満）及び、日本海海域でのクロマグロ成魚（30kg以上）の自主的な漁獲規制を開始したが、沿岸漁業（はえ縄など）は規制されていない。

※このうちクロマグロ成魚の漁獲規制は、中西部太平洋マグロ類委員会（WCPFC）の保存管理措置とは別に追加規制したものであるが、成魚を水揚げする本県境港では、クロマグロは極めて重要な漁業資源（平成23年1,652トン、20億5千万円〔総水揚量の1%、金額の11%〕）で、さらなる漁獲規制は地域経済に大きな影響を及ぼすおそれがある。

### ＜参考＞

- ・大中型まき網漁業者は、農林水産省が平成22年に定めた資源管理指針により、WCPFC第7回年次会合で採択された太平洋クロマグロの保存管理措置に基づく未成魚の漁獲量制限とWCPFCの措置とは別の追加的措置として、成魚の漁獲制限を平成23年4月から自主的に開始。

#### ※大中型まき網漁業者による自主的な漁獲規制

未成魚（30kg未満） (WCPFCの措置に基づくもの)	九州西・日本海における大中型まき網漁業の総漁獲量を2011年から2年間で9,000トン未満に制限（2011実績…4,234トン）
成魚（30kg以上） (WCPFCの措置とは別に追加実施)	日本海における大中型まき網漁業の総漁獲量を2011年から2年間で4,000トン未満に制限（2011実績…1,796トン）

- ・一方、太平洋クロマグロの平成23年の資源状況は、平成21年の中位横ばいから、中位減少と評価。WCPFCは、2012年に太平洋クロマグロ保存管理措置を再検討する予定。

- ・WCPFCの資源評価は、現在、はえ縄、ひき縄の漁獲努力量より算出。

- ・将来にわたりクロマグロを漁獲していくための必要な措置はやむを得ないが、本県境港では6～8月に大中型まき網漁業により山陰沖日本海のクロマグロ成魚が水揚げされ、さらなる規制は地元経済に大きな影響を及ぼすおそれがある。

《太平洋クロマグロの漁法別漁獲量(2009暫定値)》

	漁獲量(トン)	割合(%)	備考
まき網	11,647	62.6%	まき網以外の漁獲は、全体の約4割 【水産庁資料】
はえ縄	1,944		
曳き縄	1,897		
竿釣り	50		
定置網	1,985		
その他	1,093		
合計	18,616トン	100%	

※合計約1.9万トンのうち、日本の漁獲は約1.3万トン（約7割）

## 52 漁業から暴力団員等の排除に向けた対策の強化について

### 《提案・要望の内容》

- 漁船法及び漁業法等の改正も含め、暴力団員等を漁業から排除する対策を強化すること。

※漁業補償金に関し暴力団員等が漁協の役員となり、漁協の目的を逸脱する行為を行う事例が見受けられたため、国は、平成20年に水産業協同組合法を改正し、漁協の經營に参画する役員の欠格事由に暴力団員であることが追加された。

※しかし、漁業を営む際に必要となる、漁船登録や刺網漁業、小型底びき網漁業等の漁業許可については、漁業法等の法律の許可要件等に暴力団員を排除する旨の規定がないため、今後、暴力団員が漁船登録、漁業許可等の申請を行った場合、取扱いに苦慮する事態が想定される。

※沿海漁協では、水産資源の持続的利用を図るため、種苗放流、小型魚保護、一斉休漁日の制定など資源管理に積極的に取組んでおり、これらの取組みを阻害されないため、また漁業の秩序を守るためにも、今後漁船法及び漁業法等の改正も含めた、暴力団員を漁業から排除する対策が必要となる。

### 〈参考〉

- 漁船法、漁業法は漁協に属さない非組合員であっても、申請すれば漁船登録、漁業許可ができるなど、現法律では暴力団員を排除することはできない。そのため、本県では漁協に所属しない非組合員漁業者が年々増加し、現在5トン未満船の漁船登録者は81隻ある。

### 《5トン未満船の漁船登録隻数(H23年12月末)》

1,618隻（うち、漁協組合員でない者の漁船登録隻数は81隻）

- 全国的に暴力団が漁業に関する事件は増加傾向にあり、本県においても暴力団が漁業に絡み、資金獲得活動を行おうとした事例もあるため、暴力団員の加入を排除しない限り、漁業そのものが暴力団に悪用されることが大いに心配される。

### 《鳥取県内の暴力団の漁業関与の実態》

- (1) 暴力団組長らが、漁業権を取得するため漁業協同組合を設立しようと企て、その漁協事務所として使用するプレハブを無断で県有地に建設した不動産の侵奪事件 (H10)
- (2) 暴力団組長らが、県内で漁船登録されていた漁船を使い、北朝鮮船籍が運んできた大量の覚醒剤を日本海洋上で密輸していた覚醒剤取締法違反 (H14)
- (3) 漁業権がない暴力団組員が宍道湖で大量のシジミを密輸し利益を得ていた魚業法違反事件 (H22)

- 平成20年4月1日に水協法の一部を改正し、漁協役員から暴力団員を排除する規定（第34条の4）を定め、また、水産庁は、組合加入申込者が暴力団員であることが明らかであれば、組合加入を拒む正当な理由にあたると見解（第25条）。

### 《水産業協同組合法（抜粋）》

#### （役員の資格）

第三十四条の四 次に掲げる者は、役員となることができない。

一～四 (省略)

五 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者

#### （加入制限の禁止）

第二十五条 組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするときは、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際に附されたよりも困難な条件を附してはならない。

## 53 担い手等への農地の利用調整に係る体制の充実強化について

### 《提案・要望の内容》

- 農地利用集積円滑化団体や農地保有合理法人が行う担い手等への農地確保・集積に係る事業が継続的・安定的に実施されるための必要な予算措置を講じるとともに永続性のある体制の確立を図ること。

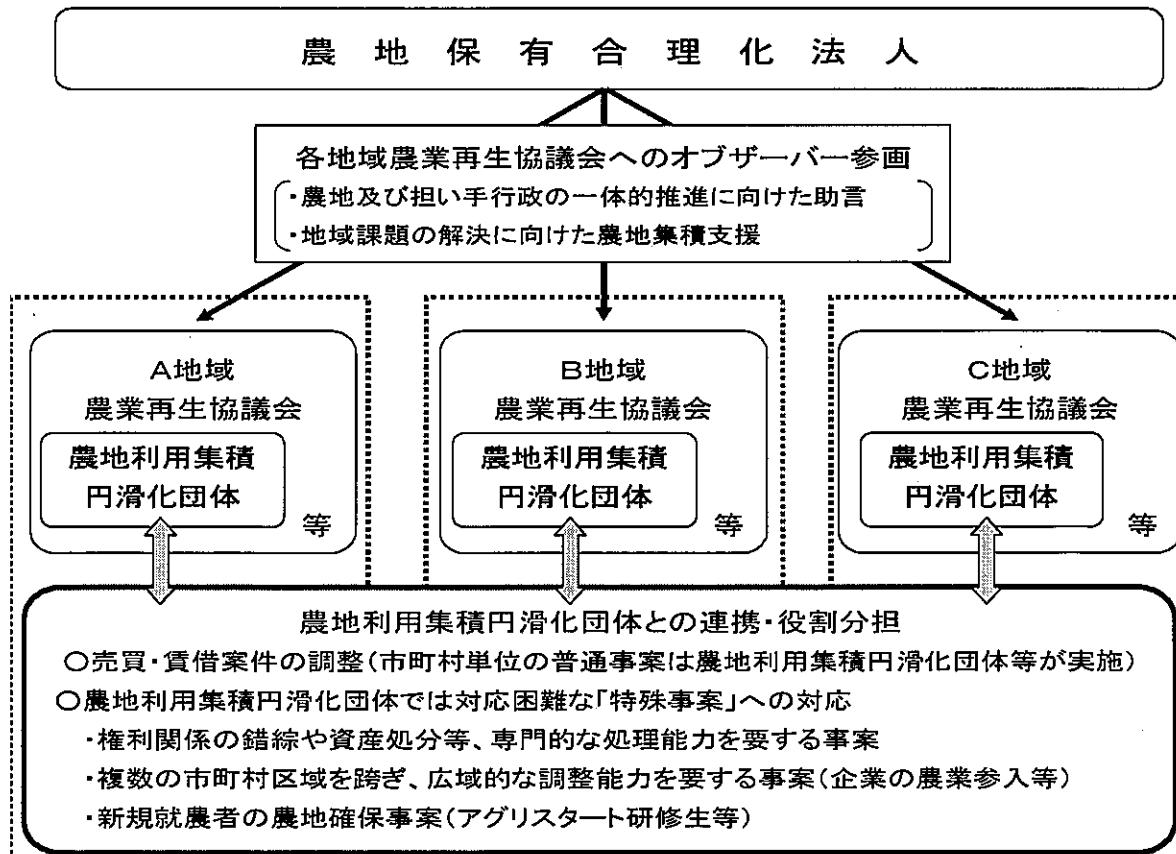
※新規就農者や担い手への円滑な農地確保・集積については、農地保有合理法人や農地利用集積円滑化団体が役割分担しながら、農地の利用調整を行っているが、円滑化団体の活動に対する支援については、現在では農業者戸別所得補償制度の推進に係る事務のみが補助対象とされており、専属職員がいなかつたり、農地業務のノウハウに乏しい円滑化団体が多く、農地の流動化が進んでいない状況にある。

※また、合理化法人は、本県においては全市町村の地域農業再生協議会にオブザーバーとして参加し、担い手や規就農者の育成・確保や円滑化団体等が行う農地流動化の活動を補完するなど、人と農地の両面から地域農業の問題解決に積極的に取組んでいるところ。

※一方、合理化事業に係る事業費は平成21年度に行われた事業仕分けで縮減の方向が打ち出され、さらに強化基金の廃止が決定するなど、合理化法人の運営基盤は厳しさを増しており、このような状況が繰り返すことで合理化事業の実施はもとより、人と農地に係る問題解決に支障を来たすことが懸念される。

### 〈参考〉

- 農地保有合理化法人と地域農業再生協議会及び農地利用集積円滑化団体との連携



## 54 津波防災地域づくりに関する法律に係る対応について

### 《提案・要望の内容》

昨年12月に制定された「津波防災地域づくりに関する法律（法律第123号、H23.12.27施行）では、国土交通大臣の定める基本指針に基づき各都道府県知事が津波浸水想定を設定することとなっている。

昨年3月の東日本大震災において東北地方を中心に未曾有の津波被害が発生したことを受け、当県では同年7月から独自に津波浸水想定の見直しに着手し本年3月に結果を公表したところであるが、今後、同法に基づいた津波浸水想定として位置づけを行うに当たり、次のとおり要望する。

- 日本海側の各府県が津波浸水想定の設定を行うに当たり、国は広域的な見地から、今後蓄積する情報の提供及び技術的な支援を引き続き行うとともに、各府県の連携が図られるよう積極的に調整すること。
- 日本海側の各府県が調査・検討を行うに当たり、各府県に過度な財政負担が生じないよう、国は十分な配慮を行うこと。

### 〈参考〉 平成23年度 鳥取県津波浸水想定の見直し概要について

#### 1 検討委員会の開催状況

第1回（平成23年7月29日）、第2回（平成23年10月5日）、  
第3回（平成23年12月28日）、第4回（平成24年3月22日）、計4回開催。

#### 2 検討委員会委員（7名）

分野	役職	氏名
海岸工学	鳥取大学大学院工学研究科教授	松原 雄平（会長）
地震対策	放送大学鳥取学習センター所長	西田 良平
地震対策	鳥取大学大学院工学研究科教授	香川 敬生
地震地質学	京都大学防災研究所准教授	遠田 晋次
津波避難対策	鳥取大学大学院工学研究科教授	船見 吉晴
沿岸市町村代表	鳥取市防災調整監危機管理課長	藤原 博志
沿岸市町村代表	琴浦町総務課参事	谷田 和樹

#### 3 検討結果

##### （1）選定した波源モデルの概要

###### ・海域活断層（中国電力資料より）

名称	概要	諸元
鳥取沖東部断層 (北上がり)	・既往地質図に示されている断層の中で、後期更新世に活動が認められる活断層と評価した範囲。	・長さ51km ・モーメントマグニチュードMw7.30
鳥取沖西部断層 (北上がり)	・既往地質図に示されている断層の中で、後期更新世に活動が認められる活断層と評価した範囲。	・長さ33km ・モーメントマグニチュードMw7.05

###### ・プレート境界型（地震調査研究推進本部資料より）

名称	概要	諸元
佐渡島北方沖断層 (60度西落ち)	・佐渡島北方沖の空白域全体が活動した場合の想定地震。空白域の最も沖合（水深の大きな場所）に設定。	・長さ222.2km ・モーメントマグニチュードMw8.16

##### （2）津波浸水想定結果の概要

市町村	浸水面積	第1波到達	最大波到達	沿岸最大波高	震源
岩美町	0.958 km <sup>2</sup>	4分	11分	5.22m	鳥取沖東部断層
鳥取市	1.925 km <sup>2</sup>	5分	14分	6.27m	鳥取沖東部断層
湯梨浜町	0.811 km <sup>2</sup>	87分	174分	5.62m	佐渡島北方沖
北栄町	0.621 km <sup>2</sup>	91分	201分	4.04m	佐渡島北方沖
琴浦町	0.487 km <sup>2</sup>	95分	167分	5.53m	佐渡島北方沖
大山町	1.253 km <sup>2</sup>	96分	166分	7.59m	佐渡島北方沖
日吉津村	0.454 km <sup>2</sup>	113分	204分	3.99m	佐渡島北方沖
米子市	2.744 km <sup>2</sup>	111分	205分	4.72m	佐渡島北方沖
境港市	5.453 km <sup>2</sup>	112分	194分	3.23m	佐渡島北方沖

↑  
東  
↓  
西

## 55 フロンティア漁場整備事業の事業費確保及び次期事業の早期着手並びに広域的なサンドリサイクルに対する国の支援制度について

### 《提案・要望の内容》

- フロンティア漁場整備事業について十分な事業費の確保及び次期フロンティア漁場整備事業を早期に事業着手すること。

※国におかれでは、日本海西部海域（兵庫・鳥取・島根沖）におけるズワイガニ、アカガレイ資源の回復を目的に保護育成礁の整備を行う、フロンティア漁場整備事業を国の直轄事業として平成19年度から実施されているところ。既に完成した箇所では、漁業者から「資源の保護につながっている。」等の高い評価が寄せられている。今後、更なる資源の確保や増大につなげるため、早期の全箇所の完成が急務となっている。  
また、隠岐海峡におけるマアジ、マサバ等の資源の増大を目的とした次期フロンティア整備事業についても、早期に事業着手することが必要。

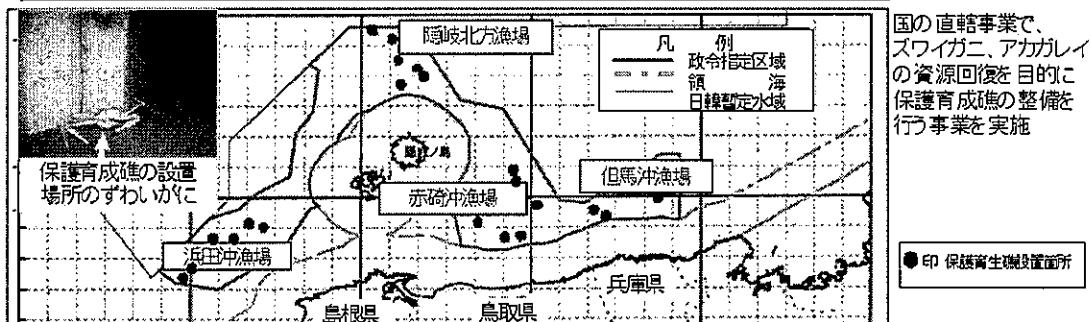
- 白砂青松の海岸を保全するため広域的なサンドリサイクルに対する国の支援制度を創設すること。

※日本海側の海岸は、その大部分が砂浜海岸で形成されている。鳥取県では、昨年の台風12号の影響で、海水浴場が浜崖するなど、砂浜の侵食が景観、観光、また安全の面においても県民生活に直結した問題となっている。  
これらの対策として鳥取県では、有識者等による協議会を設置し、海岸の各管理者が横断的に連携することで、漁港や河口に堆積した砂を侵食した砂浜に運ぶサンドリサイクル計画を策定し、その計画に基づき事業を実施している。  
残された白砂青松の海岸を保全し、次の世代に引き渡すためには、漁港、海岸等の管理者を越えた広域的な観点が必要となる。県や地元市町村がサンドリサイクルを実施することが可能な新たな支援制度が必要。

### <参考>

- フロンティア漁場整備事業（ズワイガニ、アカガレイ資源の回復を目的に保護育成礁の整備の例）

#### 日本海西部地域(フロンティア漁場整備事業)



- 広域的なサンドリサイクルに対する国の支援制度の創設について

#### 《写真》 岩美郡岩美町 (陸上海岸)



○昨年の台風12号時の高波浪の作用で、砂浜部が大きく侵食された。

○今後、沿岸漂砂の不均衡の改善を図る必要がある。

※夏場は、海水浴場として供用されてる。

## 56 安心して暮らせる県土づくりのための治山事業費の確保について

### 《提案・要望の内容》

- 山とともに暮らす県民が安心して過ごすために、山地災害を早期復旧するとともに、荒廃山地に治山施設を整備し森林を保全するための継続的な事業費を確保すること。
  - ・山地災害復旧関連事業（民有林、国有林）
  - ・荒廃森林保全事業

※県土の大部分が中山間地域である本県においては、山地災害の発生は多くの県民生活、産業に影響をもたらす。

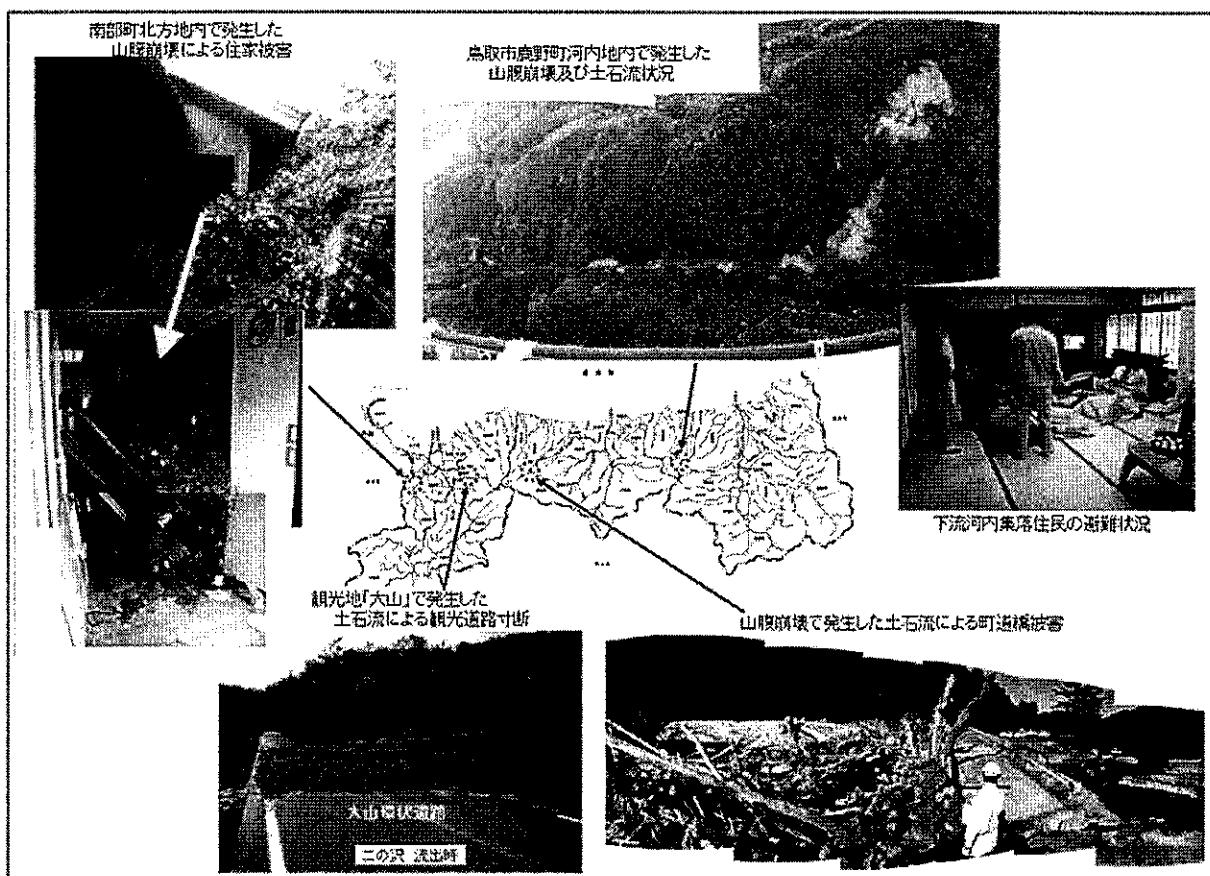
- 平成23年台風12、15号による県民への影響
  - 住民避難・・・鳥取市鹿野町河内地区ほか のべ132名
  - 住家被害・・・一部損壊2戸
  - 森林被害・・・48箇所 9.64ha

- 観光に打撃
  - 多くの行楽客で賑わう国立公園「大山」周辺において、山腹崩壊により大山環状道路が長期にわたり通行止めとなり、観光に大きな打撃を与えた。

※荒廃した山地災害を放置することは、更なる土砂災害を誘発する危険がある。

※県民の日々安定した生活を確保するためには、県民の生命財産に密着した山地の保全が必要であり、治山施設の早期整備が不可欠である。

### ＜参考＞



## 57 住民の安全安心を守る直轄河川事業の推進について

### 《提案・要望の内容》

○県民の洪水不安を一日でも早く排除するため、直轄河川事業費を十分に確保し、直轄河川の計画的な整備を促進すること。

○千代川：稻常箇所（堤防断面の拡大 \*H25完成予定）

天神川：本泉箇所（橋梁改築（流下能力向上）\*H24完成予定）、秋喜箇所（防災ステーション）  
小鴨箇所（掘削（流下能力向上））

日野川：青木箇所（掘削、護岸（流下能力向上））

斐伊川：中海湖岸堤（護岸整備）

※平成23年度の台風12号により、日野川水系法勝寺川沿いの青木地区で浸水被害（床上4戸、床下40戸）、県道の通行止めが発生し、一時集落が孤立。

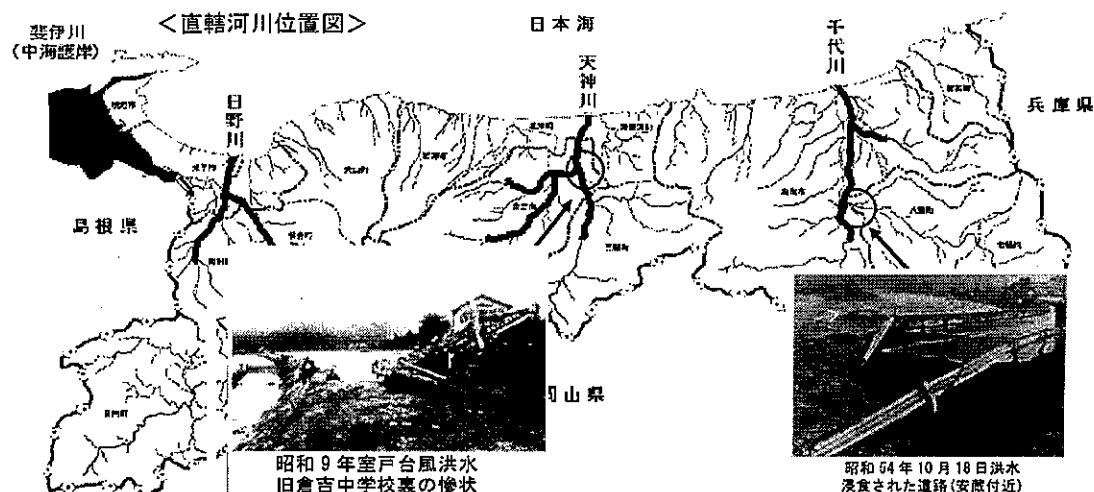
※県内の一級河川は鳥取市や米子市などの人口・財産が集積する市街地を貫流しており、万一災害が発生すればその被害は甚大。

※特に当県は中国山地の影響で急流河川が多く、過去にも度重なる洪水被害が発生。

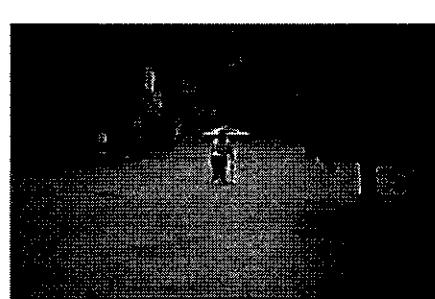
（千代川：S54台風 家屋被害1,355棟、天神川：H10台風 家屋被害53棟など）

※河川整備は洪水の不安を排除するとともに地域住民の生命財産を守る基本的な事業であり、各河川が整備計画に基づいた計画的な整備を進める必要がある。

### ＜参考＞



青木地区浸水被害状況  
住宅浸水44戸、道路冠水  
(平成23年9月3日台風12号)



## 58 住民の安全安心を守る直轄海岸事業の推進について

### 《提案・要望の内容》

- 国土、県土の消失を防ぐ対策として進められている弓ヶ浜半島の皆生海岸浸食対策事業について、整備を促進すること。
- ・皆生工区：人工リーフ（施設改良）
  - ・富益工区：養浜（サンドリサイクル）

※当県の海岸は日本海特有の冬期風浪などによる侵食が進み、宅地・農地・道路等の公共施設が消失の驚異にさらされている状況。

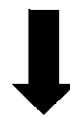
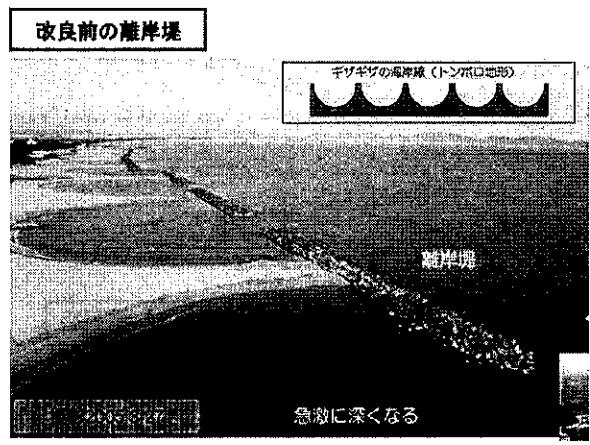
※特に弓浜半島は「鉄穴（かんな）流し」によって形成された海岸であり、鉄穴流しの終焉により供給土砂量が絶対的に減少し海岸侵食が顕著化。

（＊皆生海岸では約300m後退したと言われている。）

※昭和40年代から整備した離岸堤の老朽化が著しく、また地元からも海水浴場としての遠浅な海岸の復元や景観の改善が求められ、人工リーフ（施設改良）や養浜による海岸保全が必要。

### ＜参考＞

#### ＜直轄皆生海岸事業＞



施設改良後

■侵食状況



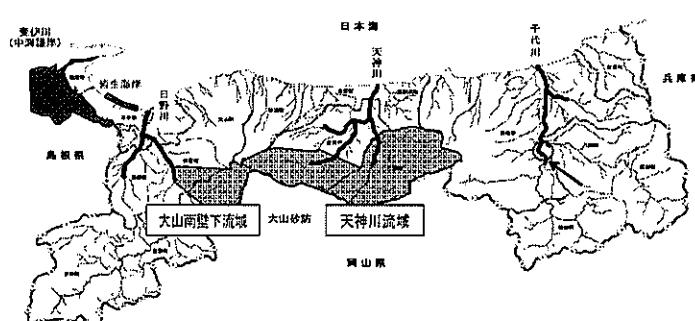
## 59 住民の安全安心を守る直轄砂防事業の推進について

### 《提案・要望の内容》

- 県民が安全に安心して生活するため、国立公園「大山」山系における直轄砂防事業の整備を促進すること。  
(大山南壁下流域、天神川流域)

※多くの行楽客で賑わう国立公園「大山」では、源頭部の崩壊が著しく、山麓斜面には脆弱な火山堆積物や風化花崗岩が広く分布しているため、梅雨や台風時期に大山南壁の沢（一の沢、二の沢、三の沢）で土石流が発生し、大山環状道路が再三通行止めになるなど観光資源としての価値を下げるとともに、下流域の住民は土砂災害による災害の不安を抱えている。

### 〈参考〉



天神川流域



### 大山南壁下流域

大山の源頭部は崩壊地が広がっているため、たびたび土砂流出を生じている。



## 60 海岸漂着物等処理に係る財源措置について

### 《提案・要望の内容》

- 海岸の景観や環境の保全を図るため、海岸漂着物等の処理に係る予算を確保し、都道府県に財源措置すること。
- 財源措置にあたっては、柔軟かつ機動的な執行が可能な制度設計とすること。

※平成21年7月に海岸漂着物等処理法が施行され、

- ①海岸管理者（都道府県等）を海岸漂着物の処理責任者と位置づけ（法第17条）
- ②国は必要な財政上の措置を講じなければならない旨を法定（法第29条）

※平成21～23年度：地域グリーンニューディール（GND）基金において海岸漂着物処理等をメニュー化 → 23年度をもって基金終了

平成24年度：GND基金に代わる財源措置がなされていない。

→ 海岸管理者としての責務を全うするため自主財源で対応。

※漂着物等が漂着する海岸線は広範であり、また、波浪の状況等により漂着箇所が変動。

また、近年医療廃棄物・ポリタンク等の危険物の漂着事例もあり、県民の安全確保のため機動的な対応が必要。

→ 財源措置にあたっては、これらの実情に鑑み、柔軟かつ機動的な執行が可能な制度設計が必要。

### 〈参考〉



### 海岸漂着物処理費用

(単位:千円)

	H22年度	H23年度	H24年度
事業費	20,748	32,563	20,000
うちGND基金	19,993	32,563	-

※H22は決算額、23、24年度は予算額ベース

※H23の台風による大量漂着ゴミは災害関連事業として別途143百万円計上

## 61 直轄事業における地元企業への優先発注について

### 《提案・要望の内容》

- 従来から配慮していただいているが、公共事業が減少して、厳しい経営環境が続いていることから、より一層、地元企業の受注機会の拡大及び県産品の優先使用に対して配慮を行うこと。
- ・建設工事における分離・分割発注を推進すること。
  - ・本店所在地を県内に限定する工事等について、対象金額や対象工事、対象業種を拡大すること。
  - ・建設工事における資材調達について、県産品を優先使用すること。
  - ・建設工事における下請工事について、地元企業を優先すること。

※既に行っていただいている地元企業の受注機会拡大措置等

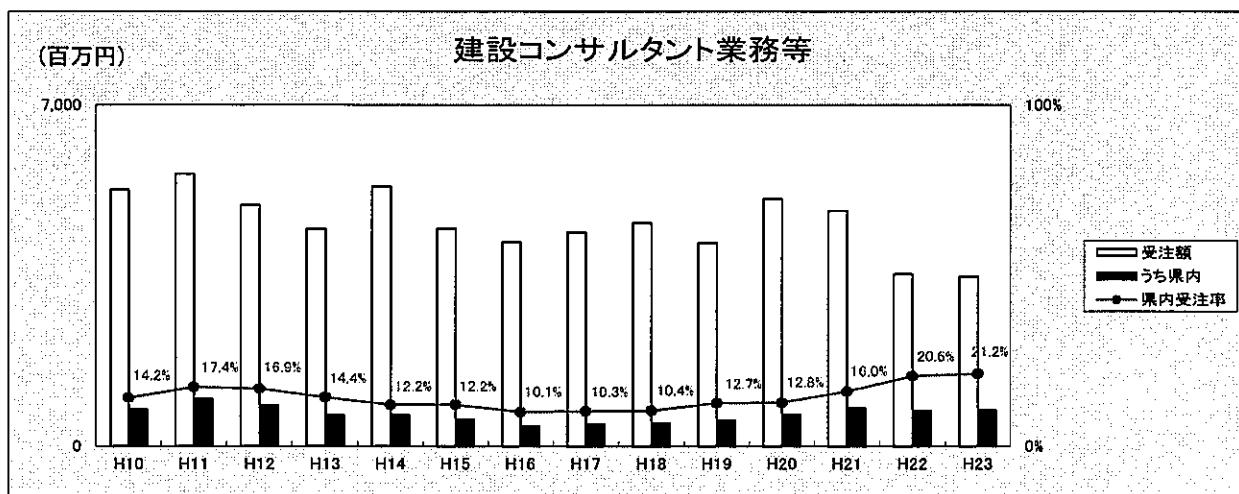
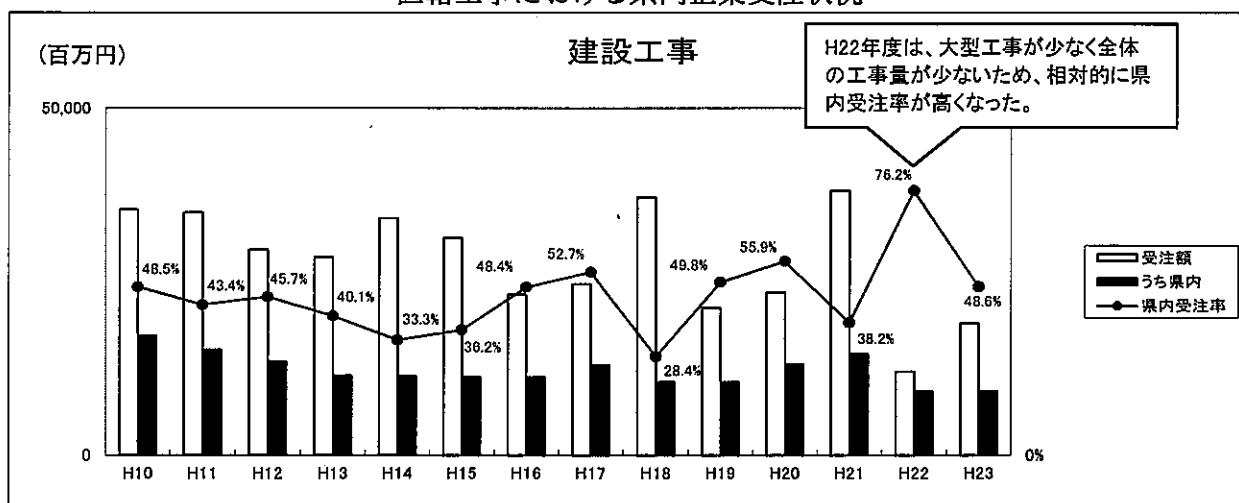
- 平成21年度～
  - ・地元企業向け工事の拡大（工事金額）
  - ・指名基準に本店限定を設けること
  - ・地元企業活用促進型総合評価方式の試行など

- 平成22年度～
  - ・鳥取県認定グリーン商品の積極使用など

※これらの取組により、県内企業の受注額について一定水準は確保されている。

### <参考>

#### 直轄工事における県内企業受注状況



(「中国地方整備局入札データ」に基づき鳥取県が独自に集計したもの)

## 62 三徳山の世界遺産登録に向けての取組について

### 《提案・要望の内容》

- 三徳山の調査・研究にかかる取組に対し財政支援を行うこと。
- 世界遺産暫定リストを拡充し、新たな遺産の追加登録を行うこと。

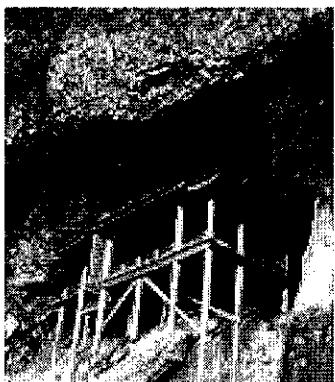
※三徳山は、三仏寺と国宝三仏寺奥院「投入堂」にいたる行者道の道程にある懸造の建造物群、信仰の遺跡が数多く残る小鹿渓、それらを取り巻く原生的な自然環境からなる信仰の山であり、幾多の変遷をへて、今も日本の山岳信仰の原型を伝えている。また、国の名勝及び史跡に指定されており、投入堂をはじめとした山内の建造物群及び、三仏寺所有の仏像や銅鏡などは国重要文化財にも指定されている。

※当県では、暫定リスト入りに向け、調査・研究が特に重要であると位置づけ、地元三朝町と共に、考古学的調査や自然環境調査など、多角的な視点からの調査・研究に取り組んでいくところ。

### ＜参考＞

○これまでの三徳山の世界遺産登録に向けた取組
H13年度 三朝町が世界遺産登録を目指す運動を開始
H14年度～ 調査研究、情報発信等の取組を推進
H16年3月 三徳山世界遺産登録運動推進協議会の設立
H18年度 開山1300年祭の開催 三徳山御幸行列を50年ぶりに復活
H19年度 国（文化庁）に世界遺産暫定一覧表記載提案書を提出したが、継続審査との回答
H19年度 国（文化庁）に世界遺産暫定一覧表記載提案書を再提出 三徳山三仏寺本堂の保存・保護事業を開始
H20年度 H19年度に再提出した提案書について暫定一覧表の追加記載とならず 自然環境調査を開始
H21年度 鳥取大学との合同シンポジウム、三朝町による発掘調査及び測量調査、地元住民等による文化資産学習会等の実施
H22年度 シンポジウムの開催、発掘及び植生調査、地元住民等による文化資産学習会の実施、 行者道保存修理の検討（23～27年度に工事実施予定）

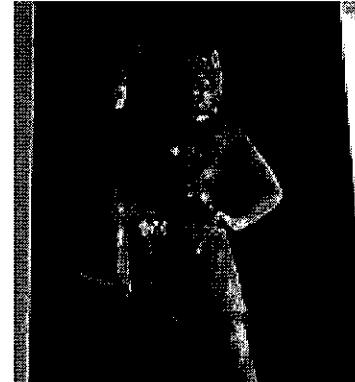
(国宝 投入堂)



(名勝 小鹿渓)



(重文 木造蔵王権現立像)



## 63 外国人観光客誘致に係る地方への配慮について

### 《提案・要望の内容》

○外国人観光客誘致に意欲的に取り組んでいる地方への支援を強化すること。

＜特に（重点的に）支援強化いただきたい事業＞

- ・訪日旅行促進事業（ビジット・ジャパン事業）による地方の観光魅力の積極的なPR
- ・ビジット・ジャパン・キャンペーン地方連携事業における予算の重点配分
- ・訪日外国人旅行者の受入環境整備の積極的支援

※当県の外国人延べ宿泊数は、平成23年に24,660人と東日本大震災の影響を受けたにもかかわらず、対前年比で約7%の伸びであった。

※訪日旅行促進事業（ビジット・ジャパン事業）を地方公共団体と共同で実施するビジット・ジャパン・キャンペーン事業の地方連携予算の充填配分

- ・主な事業：海外の新聞・雑誌等への広告掲載、海外メディア・海外旅行会社の招請など

※観光庁は、今年4月に訪日外国人旅行者の受入を総合的に推進するため、全国19箇所の「戦略拠点（5）」及び「地方拠点（14）」を選定し、鳥取県からは「鳥取県西部」が地方拠点に選定されたが、「鳥取県中部」は選定を見送られた。

### ＜参考＞

《平成23年外国人の県内宿泊状況》（出展：「宿泊統計調査」（観光庁））（単位：人）

区分	韓国	中国	台湾	ロシア	その他	合計
宿泊者数	(14,920)	(1,370)	(1,990)	(630)	(4,150)	(23,060)
	13,570	2,620	2,610	570	5,290	24,660
対前年比	90.1%	190.5%	131.7%	90.5%	127.5%	106.9%
シェア	55.0%	10.6%	10.6%	2.4%	17.5%	100.0%

・上段（）書きは前年実績

## 64 総合的な鉄道の整備推進について

### 《提案・要望の内容》

- 整備新幹線の整備が遅れている地方に対する在来線を含めた総合的な高速鉄道網の整備の方向性を示し、高速幹線鉄道網の整備を推進すること。

※環境にやさしい大量公共輸送機関としての鉄道機能をより發揮するためには、全国的な高速幹線鉄道網の整備が必要。

※しかしながら、全国新幹線鉄道整備法が1970年に制定されて以来約42年経過しているにもかかわらず、基本計画線については、着工はもとより調査・計画の中途さえ立っていないのが現状であるが、この間、同法は根本的な見直しあれども、また、その他に総合的な幹線鉄道計画は策定されていない状況にある。

※また、阪神・淡路大震災や東日本大震災でも明らかになったように、旅客、貨物輸送を確保するためには高速鉄道、高速道路などの高速交通網の多重化が不可欠。

- 第三セクター鉄道に対し、輸送の安全を確保するために財政支援を拡充すること。

※公有民営方式による上下分離の導入により経営改善を図っている、第三セクター鉄道・若桜鉄道の輸送の安全を確保するため、鉄道事業者が行う安全性向上等のための設備整備に対する財政支援の拡充が必要。

※また、運転士や保守管理等の技術系人材の確保が厳しくなっている実情に鑑み、人材育成に対する支援制度の拡充が必要。

- 鉄道駅のバリアフリー化を円滑に進めるための財政支援を拡充すること。

※高齢者、障がい者等の移動の利便性・安全性の向上を図るため、鉄道駅等の交通施設のバリアフリー化事業に対し国庫補助が講じられているが、無人駅等における障がい者への遅延情報の提供など、バリアフリー化を一層推進していくためには国庫補助要件の緩和や財政措置が必要。

### <参考>

#### ～提案・要望の具体例～

- 1 高速鉄道網整備
  - ・山陰新幹線の整備。
  - ・山陰新幹線が整備されるまでの間の高速鉄道として、フリーゲージトレインの早期実用化及びJR伯備線・因美線等への導入と財政支援。
  - ・JR伯備線等でのフリーゲージトレイン車両走行試験の実施。
  - ・山陰本線等の電化・複線化整備に対する助成制度の拡充。
- 2 三セクに対する支援拡充
  - ・補助率拡大：現行1/3 → 1/2  
(理由)  
公共性の高い第三セクター鉄道は、道路、河川等の公共土木施設と同様の施設であると捉えることができ、とりわけ、一体的に運営されていた鉄道事業を、企業性の強い部分と公共性の強い部分に区分するいわゆる上限分離方式を採用し、鉄道施設や土地を沿線自治体が保有する場合は、まさしく公共土木施設そのものであると言える。そこで、第三セクター鉄道を道路、河川などの公共土木施設と同等と捉え、補助率の見直し(1/3→1/2)を提案するもの。  
  
・人材バンク登録制度の創設：現行 制度なし → 鉄道・運輸機構などに鉄道経験者の人材バンク登録制度を創設
- 3 鉄道駅のバリアフリー化
  - ・補助率の拡大：現行 1/3 → 1/2
  - ・補助対象駅の拡大：現行 3千人以上の駅（智頭駅）、地域の拠点的駅など → 条件の撤廃  
(参考) 障がい者に対し遅延情報等を提供するため、無人駅においても音声誘導装置、情報提供表示器等を整備

## 65 中山間地における生活交通の確保について

### 《提案・要望の内容》

- 中山間地の生活交通を守る観点から、地方の実情に合わせたバス補助制度となるよう要件の緩和など制度を見直すこと。また見直しに際しては地方の意見を十分に反映させること。

※バス路線の維持・確保は社会政策としてとらえるべきだが、国の補助制度は全国一律に一定の運行規模や経営効率化の指標を基準とするため、乗客数の減少、収支率の悪化が続く中山間地のバス路線では指標が基準を下回り運行赤字の一部が補助対象外となっている。

※また平成22年度に中国地方のみ地域ブロックが変更され、今後山陰では国の補助金がカットされるバス事業者がいる見込みだが、県と関係事業者への十分な説明と了解はなかった。

※特に中山間地における交通弱者にとってバスは基軸となる交通手段であることから、中山間地における補助要件の緩和等、地方の実情に合わせてバス補助制度を見直すこと。また見直しに際しては地方の意見を十分に反映させること。

#### 《要件緩和の例》

・補助対象路線の1日当たり輸送量：15～150人

→中山間地域は「15人以上」の要件を引き下げる

・補助対象経費の対象：平均乗車密度5人で運行赤字全額、5人未満は人数按分して算出

→中山間地域は「5人」の要件を引き下げる

- 燃油高騰によるバス補助金の増嵩に対応するため十分な予算を確保すること。

※燃油高騰により全国的にバス補助金の増額が見込まれるため、予算不足により補助金をカットすることがないよう十分な予算を確保すること。

- 生活交通確保のために県及び市町村が行う施策に要する経費に対する特別交付税措置を維持すること。

※市町村営バスの運営、国庫補助対象外の路線バスや過疎地有償運送等の運行補助など県及び市町村が行う独自施策に要する経費の8割が特別交付税措置の対象であり、地方の生活交通を守るために必要な財源であることから措置を継続すること。

### <参考>

- 補助要件緩和で期待される効果の例

#### 《1日当たり輸送量要件のうち15人以上の要件の引き下げ》

・利用状況に応じて昼間や土日の運行本数を柔軟に見直すことが可能となる。

#### 《平均乗車密度の5人の引き下げ》

・県内の国庫補助路線は2～3人台がほとんど、引き下げにより補助対象経費が拡大。

例えば3人に引き下げる場合、32路線中、運行赤字全額対象となるのが2路線→18路線（H23実績）

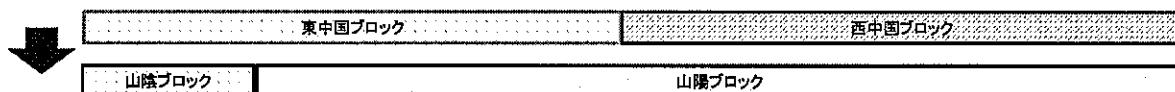
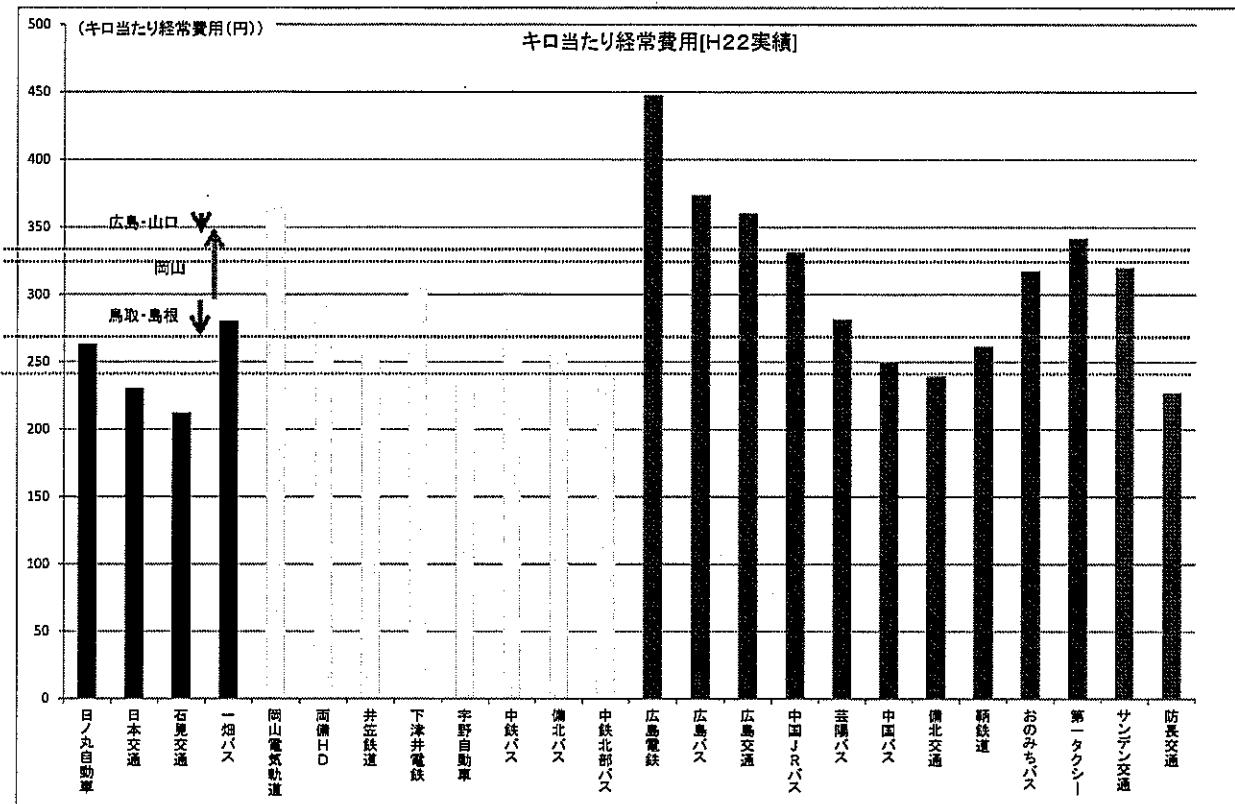
- 地域ブロックの変更

国のバス補助金は地域ブロック内のキロ当たり地域標準経常費用を上限として算出されるが、国は22年度に中国地方のみ地域ブロックを変更。ブロック変更に伴い山陰ブロックのキロ当たり地域標準経常費用が下がるため、本県では日ノ丸自動車が上限にかかり補助金が減額される見込み。ただし25年9月運行分までは経過措置がある。

ブロック名	構成県
東中国	鳥取、島根、岡山
西中国	広島、山口



ブロック名	構成県
山陰	鳥取、島根
山陽	岡山、広島、山口



## 66 「総額裁量制」の柔軟な運用について

### 《提案・要望の内容》

- 平成16年度から総額裁量制が実施されているが、更なる運用の柔軟化を進め、地方自治体が必要としている次の職種について、義務教育費国庫負担金の対象職員に加えること。

特別支援学校	看護師、介助職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、司書
--------	-------------------------------

※義務教育費国庫負担制度の枠を維持しつつ、例えば給料の単価を下げて教員の数を増やし、少人数学級編成を行うことが可能になるなど、より地方独自の取組が容易になり教育分野における地方自治体の自主性を増す、いわゆる「総額裁量制」を平成16年度から導入。

※しかしながら、国庫負担対象外となっている職員については、学校に必要とされて配置されている職員であるにもかかわらず、給与等について全額を地方自治体が負担しなければならず、配置が進まなかったり、人員を削減されるという結果。

※「総額裁量制」は地方での教育の活性化及び自主性の発揮を目指して創設された制度であるため、地方が真に必要としている職種については国庫負担対象職員とするといった制度の柔軟化が必要。

### <参考>

#### 【鳥取県の状況】

- 当県では、法律や国の施策の方向性及び学校現場のニーズに基づき、教諭だけではなく様々な職種の教職員を配置。
- しかしながら、一部職種については、義務教育費国庫負担金の対象職員となっていないため、県及び市町村単独で所要の経費を負担。

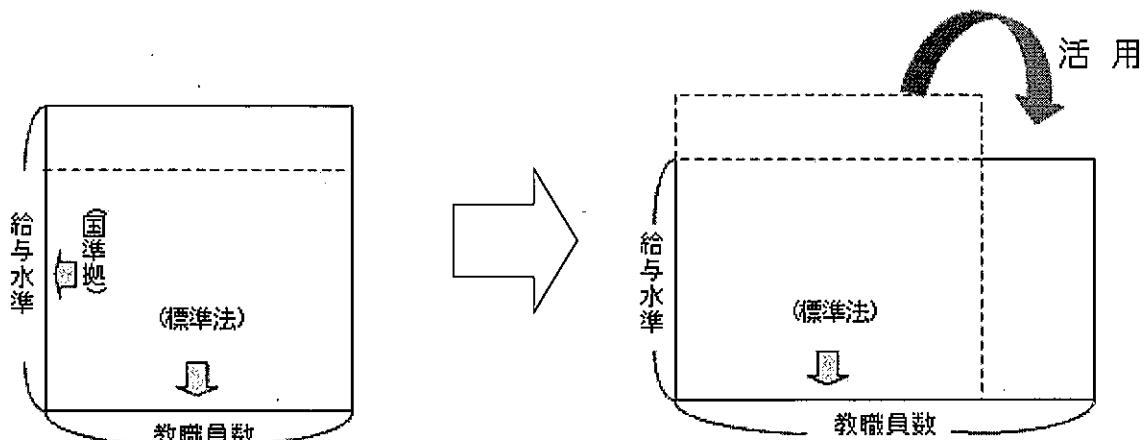
#### 【義務教育費国庫負担制度（義務教育費国庫負担法）について】

市町村立学校及び特別支援学校の小・中学部の教職員給与費を都道府県の負担とした上で、国が都道府県の実支出額の原則1/3を負担する。

国庫負担対象経費：公立の義務教育諸学校教職員の給料・諸手当

国庫負担対象職種：校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、寄宿舎指導員、講師、学校栄養職員、事務職員

#### 総額裁量制のイメージ



※制度創設前は、標準法による教職員定数を超える部分は国庫負担の対象外であり、給与水準を引き下げるに国庫負担額も減少したが、制度創設後は、給与水準の引き下げにより生じた財源で教職員数を増やすことが可能になった。

## 67 スクールカウンセラーの国庫補助制度の充実について

### 《提案・要望の内容》

- スクールカウンセラー配置に関する国庫補助制度において、県立高等学校の配置制限を撤廃するとともに、必要性の高い定時制・通信制課程高等学校への配置について配慮すること。

※現在の国庫補助制度では高等学校への配置は制限的（配置校の総数の10%以内）に認められているところであり、高等学校におけるスクールカウンセラーの配置を拡大できない状況。  
※生徒の不登校、いじめ、問題行動等への対応のために、「心の専門家」としてのスクールカウンセラーの必要性が増大。  
⇒定時制・通信制課程では、小・中学校での不登校経験者が多数在籍。

- 進学先により教育相談体制に差が生じないよう、私立高等学校に対する補助制度の充実についても配慮すること。

- 各地方公共団体がスクールカウンセラーを常勤職員として採用する場合にも国庫補助の対象となるよう、スクールカウンセラーに関する国庫補助制度を改善・拡充すること。

※県内には臨床心理士の有資格者の数が少なく、学校に配置するスクールカウンセラーの確保が困難な状況。  
⇒本県では、平成19年度から臨床心理士の資格を持った者を常勤の教育相談員として採用し、高校にスクールカウンセラーとして派遣。平成23年度からは継続して被災地に派遣。

- 平成24年度の「スクールカウンセラー等活用事業」についても、必要額が措置されない見込みとなっており、事業実施に支障をきたす恐れがある。スクールカウンセラーの必要性が増大し、被災地からの生徒の受け入れ等も行っている現状において、学校現場の実態等を踏まえ、事業の円滑な実施のために事業費の不足が生じることのないよう十分な予算措置を講じること。

### 〈参考〉

- 県立高等学校における不登校生徒数の状況

生徒100人当たりの不登校生徒数（人）

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
県立高校全体	1.71	1.52	1.44	1.55	1.61
全日制課程	1.30	1.10	0.98	0.76	0.70
定時制課程	12.52	12.30	13.54	22.11	25.20
全国公立高校	1.78	1.70	1.70	1.70	1.84

- 東日本大震災被災地からの生徒の受け入れ

県立高等学校に6名の生徒を受け入れ（4月26日現在）

## 68 特別支援教育の就学奨励制度の見直しについて

### 《提案・要望の内容》

○各都道府県及び市町村の負担軽減を図るため、事務手続きの簡素化等柔軟な制度となるよう見直しを行うとともに、障がいのある児童生徒の実態や地域の実情に即した制度とするため、補助金の確保及び配分限度額の引き上げ等、制度の充実に努めていただくとともに、以下の経費を就学奨励制度の対象とすること。

- 1 点字の習得が難しい中途で失明した者に対して、教科書という本の形態でない録音図書（テープ等）を購入する経費
- 2 高等学校に進学した視覚障がいのある生徒に対して、拡大教科書を購入する経費
- 3 中山間地等の公共交通機関が発達していない地域における特別支援学校のスクールバスを運行する経費

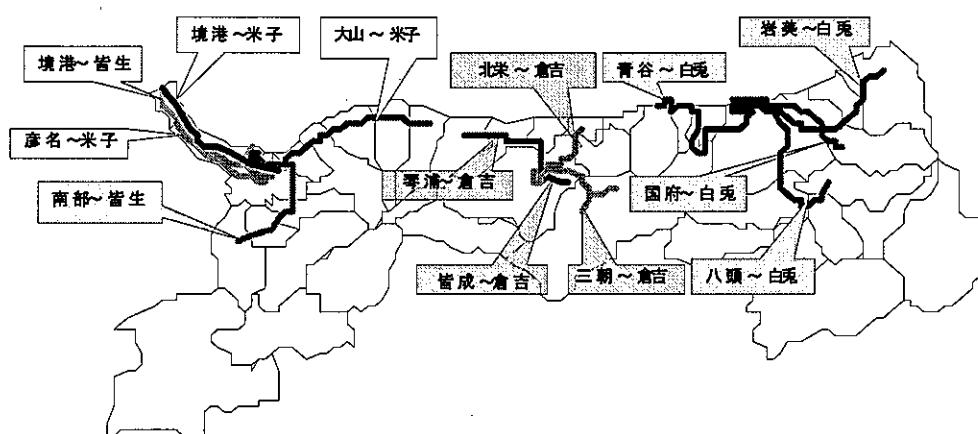
※特別支援教育就学奨励費負担金及び補助金については、特別支援学校への就学奨励に関する法律等の規定に基づき、特別支援学校又は小学校若しくは中学校の特別支援学級への就学の特殊事情を考慮して、当該学校へ就学する幼児、児童及び生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、国がその経費の一部を負担又は補助するものであり、負担又は補助の対象となる経費の範囲が厳密に規定。

※しかしながら、国から都道府県及び市町村に交付される補助金は経費の4割程度しか配分されない状況があるとともに、録音図書及び拡大教科書の購入並びにスクールバスの運行に係る経費が就学奨励制度の対象とならないなど、障がいのある児童生徒の実態や地域の実情に即していない。

※就学奨励費の支給事務において、支弁区分の決定や支給額の算定等の事務手続きが複雑であり、近年、特別支援学校の児童生徒数の増加に伴ってこれらの事務量が増加していることから、学校現場において大きな負担。

### 〈参考〉

平成24年度 県立特別支援学校通学バス路線図



## 69 発達障がいのある生徒に対する高校での指導支援の充実について

### 《提案・要望の内容》

○高等学校における発達障がいのある生徒に対する指導・支援の充実を図るために、都道府県や高等学校の意見も聞きながら、以下の事項について配慮すること。

- 1 専門性のある支援員（特別支援教育支援員）の配置に係る財源措置の拡充
- 2 通級指導に類する実践における単位認定の弾力化

※全国的に高等学校進学者の約2%が支援を必要とする状況の中、鳥取県においても発達障がいのある高校生が増加傾向

発達障がいと診断された当県高校生の数（H16：21人→H23：174人）

※今後も、高等学校における発達障がいのある生徒の増加が見込まれるため、抜本的な対策が必要

### ＜参考＞

#### 1 専門性のある支援員（特別支援教育支援員）の配置に係る財源措置の必要性

○専門性のある支援員（特別支援教育支援員）の配置について、幼稚園及び小中学校に続いて平成23年度から高等学校も地方財政措置の対象となったが、高等学校については全国で500人相当分のまま据え置きされており、幼稚園及び小中学校と比べて十分とはいえない。

##### 【地方財政措置の状況】

H19～	公立小中学校を対象に措置開始
H21～	公立幼稚園まで拡充
H23～	公立高等学校まで拡充

○当県財政の状況は厳しく、県単独での高等学校への支援員の配置は困難な状況。

○高等学校においても専門性のある支援員を配置し、指導・支援の充実を図ることが必要。

#### 2 通級指導に類する実践における単位認定の弾力化の必要性

○小中学校の通級指導では、特別の教育課程による場合において、校長は障がいに応じた授業を他の教室や学校で受けても当該特別の教育課程に係る授業と見なすことが可能。

- ・小中学校での「通級による指導」は平成5年から実施
- ・平成18年度から新たに学習障がい者や注意欠陥多動性障がい者を対象者に追加

○文部科学省では「特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議」の高等学校WG報告（平成21年8月27日報告）において、通級に類する指導についても特別の教育課程の編成と同様に検討の必要性が報告されたところ。

○高等学校においても特別の教育課程が認められれば、上記の通級指導に類した指導に対して、当該学級の授業とは別の場所で障がいに対応した授業を受けても単位の認定が可能となり、発達障がいのある生徒の修学環境が大幅に改善。

## 70 奨学金債権回収に要する経費の財源措置について

### 《提案・要望の内容》

- 国庫補助に係る奨学金の返還金の回収において、専ら債権回収業務を行う職員の雇用や債権回収会社等へ回収業務委託を行った場合など、それに要する経費について、国も応分の負担を行うこと。

※本県では、地対財特法に基づく奨学金（進学奨励資金）の返還未納額が約2億8千万円を超過し、債権回収の強化を重要な懸案事項と位置付け、平成20年度から独自に納付勧奨専門員（非常勤職員）を配置したり、平成21年度から債権回収業者に債権回収業務を委託するなどして、債権回収強化に取り組んでいるところ。

※回収した進学奨励資金のうち、2／3は国へ償還するため、県収入分は1／3となるが、債権回収業者への成功報酬が30%とすれば、県には回収した返還金の3%相当額しか手元に残らないこととなる。

※必要な財源措置により、当該奨学金の回収強化が図られるのみでなく、奨学金返還意識の高揚につながり、日本学生支援機構（旧日本育英会）の奨学金など、他の奨学金制度にも好影響をもたらすことが期待される。

### <参考>

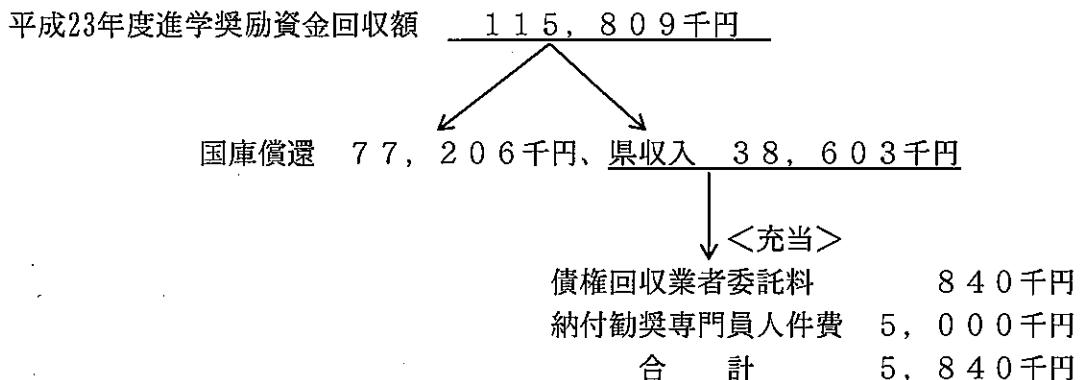
#### ○未納奨学金の状況

(単位：千円)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
未納額	266,743	287,179	285,791	268,243	258,228

※ 納付勧奨専門員の配置（H20：1名、H21～：2名）及び  
債権回収業者への委託（H21～）に伴い、未納額の増加を抑制している。

#### ○回収経費の状況



#### うち、債権回収業者委託分の状況

回 収 額 3,034千円（債権回収業者の回収実績）  
委 託 料 840千円（成功報酬 約25%+旅費実費）  
国庫返還額 2,023千円（H25年度に国庫返還）  
差引残額 171千円

## 71 私立中学校に対する就学支援金制度について

### 《提案・要望の内容》

- 義務教育段階にある私立中学校の生徒に対しても、国において就学支援金を支給するよう制度化すること。

※「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」が成立し、平成22年4月1日から施行。

※この法律により、平成22年度から、公立高等学校の授業料を徴収しないこととともに、私立高等学校等の生徒に対する就学支援金の支給が始まり、教育の機会均等という観点で教育に係る国費負担のあり方が大きく見直されたところ。

※しかしながら、私立小・中学校については、このような措置がなされなかつたことから、保護者の負担が軽減されないままの状態となっている。

※本来、教育を受ける権利は平等にあるべきであり、私立高等学校も含めて授業料の無償化あるいは軽減措置が導入され、高等学校においても国費による負担が標準となった今、制度の整合を図る上では、義務教育である私立小・中学校にも軽減措置が導入されるべき。

※とりわけ、私立中高一貫校では、同じ学校内において、中学生は保護者の負担が従来のままで、一方、高校生には就学支援金が支給されることとなり、制度上の不整合がある。

### ＜参考＞

#### 1 国の就学支援金制度の概要

- 私立高等学校及び私立専修学校（高等課程）に通学する生徒に対し、公立の高等学校の授業料相当額（年額118,800円）を支給
- 低所得世帯については、収入に応じて助成額を上乗せ（1.5～2倍）

年収（相当）	250万円未満	250万円～350万円未満	350万円～
一人当たり支給額	年額 237,600円	年額 178,200円	年額 118,800円
（うち、上乗せ額）	(118,800円)	(59,400円)	—

#### 2 中学・高校における国の保護者負担軽減措置

区分	小学校	中学校	高等学校
私立	なし	なし	就学支援金
公立	授業料無償	授業料無償	授業料無償化

## 72 大規模災害時等における対応能力の向上について

### 《提案・要望の内容》

- 大規模災害時や国民保護措置の必要な事態等への対応能力を向上し、県民の安全を確保するため、本県への大型輸送ヘリコプターの配備等の装備の充実を図ること。

### ＜参考＞

#### 1 大規模災害時の救援活動

○大規模災害時には道路の寸断等により迅速な救援活動への支障が懸念され、平成23年3月の東日本大震災における救援物資の輸送や、平成20年岩手・宮城内陸地震における孤立集落からの住民救出等の状況にかんがみても、急しゅんな地形と冬季の積雪などの厳しい自然環境にある本県においては、自衛隊の大型輸送ヘリコプターは極めて有用である。

○本県でも、消防防災ヘリコプターの導入など独自の対策を進めているが、冬季を中心に年間約100日間は険しい山岳に阻まれ、太平洋側の他機関からのヘリコプターによる応援が困難な状況にあり、多くの孤立地域が発生する大規模震災時の被災者の救援や緊急物資の輸送にとって、自衛隊の大型輸送ヘリコプターは極めて有用である。



#### 2 国民保護措置の必要な事態への対応

○世界各地でテロ事件が後を絶たない中、北朝鮮は弾道ミサイルの発射実験や核兵器の開発実験を行い、韓国の哨戒艇を撃沈するなど、日本海を取り巻く情勢は緊迫感を増している。

○当県は約130キロメートルの海岸線で日本海に面しており、こうした状況の中で県民の安全を確保するためには、大型輸送ヘリコプターによる迅速な対応が可能な体制を整えておく必要がある。

## 73 航空自衛隊美保基地における次期輸送機への機種変更、 大規模災害支援拠点化等について

### 《提案・要望の内容》

- 自衛隊美保基地における次期輸送機C-2への機種変更に当たっては、本県が了承の条件としているところ、自衛隊航空機の飛行に関する安全対策について万全を期すこと。また、開発期間延長の原因となった構造上補強を要する部位に係る住民説明会を開催するなど、地元（米子市及び境港市）住民が不安を感じないよう、本県並びに両市及び地元住民に対し、適時に情報提供、説明等を行うこと。
- 大規模災害発生時において、航空自衛隊美保基地から一元的に支援物資を被災地に輸送・提供できるよう、国において同基地または隣接地域で大規模災害を想定した緊急支援物資・資機材を備蓄されるとともに、支援に必要となる人員の配備・訓練の実施と地方自治体・民間企業を含めた調達・管理・輸送・供給体制の構築を図ること。

### <参考>

- 航空自衛隊美保基地へのC-2輸送機の配備予定

出展：中国四国防衛局（平成23年11月発行）

## 航空自衛隊美保基地で 新機種C-2のフライトを実施



9月25日、見学者が見守る中、美保基地の滑走路を飛行するXC-2

防衛省は、島嶼部における各種事態への対応や国際平和協力活動等における輸送能力の向上を図るために、現有の輸送機（C-1）の後継機として次期輸送機（C-2）を、平成26年度に美保基地に配備することを予定しています。

中国四国防衛局は、地元住民の理解を得る方策の一環として9月25日に美保基地でXC-2によるフライトを実施しました。



見学会場の様子

- 航空自衛隊美保基地は、C-2輸送機の配備が計画されており、国内のみならず、海外の被災地域へも大量の物資の輸送が可能となる。

## 74 消防団に対する財政措置の拡充について

### 《提案・要望の内容》

○国が示す「消防力の整備指針」に準じて、市町村が十分な消防力を整備できるよう、普通交付税の単位費用の算定における消防団員数の基準を実態を踏まえて見直すなど、市町村消防に係る財政措置の充実を図ること。

### 〈参考〉

○県内の消防団員数は、消防庁の示す「消防力の整備指針」に基づく確保すべき団員数の基準を大きく下回っており、高齢化が進む中、大規模災害時の対応等に不安を抱えている。

市町村の消防団員数（H24. 1. 1現在の県内合計）

基 準 数	実人員数	充 足 率
10, 694人	5, 199人	48. 6%

(注) 基準数は、平成21年度消防施設整備計画実態調査における市町村からの報告に基づく数値

○普通交付税の単位費用は、標準団体（10万人規模）で消防団員数563人を基準にして算定されていると思われるが、当該基準による消防団員数は、本県の実態には合っていない。

交付税算定基準とのかい離状況

交付税算定上の団員数 (県試算値)	県内の実人員数 (H24. 1. 1)	実人員数が試算値を上回る市町村数
3, 891人	5, 199人	14市町村／全19市町村

(注) 県試算値は、人口×補正係数×563（標準団体の団員数）÷100,000（標準団体人口）で算出